

○岐阜大学学則

(平成 19 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 50 号)

改正 平成 19 年 12 月 26 日	平成 20 年 4 月 1 日
平成 20 年 11 月 20 日	平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 7 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
平成 24 年 8 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
平成 25 年 12 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 27 日
平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号	令和 3 年 3 月 23 日 岐大学則第 1 号
令和 4 年 3 月 21 日 岐大学則第 1 号	令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 教育研究上の基本組織(第 3 条－第 14 条の 3)

第 3 章 学部等教育

第 1 節 教育組織、修業年限及び在学期間等(第 15 条－第 18 条)

第 2 節 学年、学期及び休業日(第 19 条－第 21 条)

第 3 節 入学(第 22 条－第 30 条)

第 4 節 教育課程及び履修方法等(第 31 条－第 50 条)

第 5 節 休学、復学、転部、転学、退学及び除籍(第 51 条－第 59 条)

第 6 節 卒業の認定及び学士の学位授与(第 60 条・第 61 条)

第 7 節 教員免許状(第 62 条)

第 8 節 賞罰(第 63 条・第 64 条)

第 4 章 大学院教育(第 65 条)

第 5 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生等(第 66 条－第 72 条)

第 6 章 学生支援(第 73 条－第 77 条)

第 7 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等(第 78 条・第 79 条)

第 8 章 雜則(第 80 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、国立大学法人東海国立大学機構が設置する岐阜大学(以下「本学」という。)の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 本学は、地域における学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、学術文化の発展と交流を担うとともに、広く知識を授け、優れた知的・道徳的・応用的能力を持ち、自立した専門的能力を有する人材の育成を行い、もって学術文化の向上と豊かで安全な人間社会の発展に貢献することを目的とする。

## 第2章 教育研究上の基本組織

## (学部及び学科・課程)

第3条 本学に、次の学部を置き、学部に次の学科・課程を置く。

教育学部	学校教育教員養成課程
地域科学部	地域政策学科 地域文化学科
医学部	医学科 看護学科
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科
応用生物科学部	応用生命科学課程 生産環境科学課程 共同獣医学科

- 2 前項の工学部電気電子・情報工学科に、電気電子コース、情報コース及び応用物理学コースを置く。
- 3 第1項の応用生物科学部共同獣医学科は、本学及び鳥取大学が共同して編成する共同教育課程とする。

## (学環)

第3条の2 本学に、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会システム経営学環（以下「学環」という。）を置く。

- 2 学環は、地域科学部、工学部及び応用生物科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。

## (教育研究上の目的の公表等)

第3条の3 前2条に定める、学部、学科若しくは課程又は学環にあっては、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

## (大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則（平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。）による。

## (教員組織)

第5条 学部の学科(教育学部にあっては課程、応用生物科学部にあっては学科及び課程)、学環及び大学院の研究科の専攻に、教育研究上の目的を達成するための教員組織として、講座、学科目等を置く。

2 講座、学科目等に関し必要な事項は、「岐阜大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程」(令和2年規程第110号)による。

第6条から第14条の3まで 削除

## 第3章 学部等教育

## 第1節 教育組織、修業年限及び在学期間等

## (教育組織、入学定員及び収容定員)

第15条 学部及び学環(以下「学部等」という。)の教育組織、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	人 220	人	人 880
地域科学部	地域政策学科	50	5	210
	地域文化学科	50	5	210
	計	100	10	420
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
工学部	社会基盤工学科	68【8】	10	292【32】
	機械工学科	134【4】	10	556【16】
	化学・生命工学科	154【4】	2	620【16】
	電気電子・情報工学科	174【4】	8	712【16】
	電気電子コース	«75»		
	情報コース	«70»		
	応用物理コース	«25»		
応用生物科学部	計	530	30	2,180
	応用生命科学課程	85【5】	5	350【20】
	生産環境科学課程	85【5】	5	350【20】
	共同獣医学科	30		180
	(鳥取大学農学部共同獣医学科)	(35)		(210)
社会システム経営学環	計	200	10	880
	備考1 工学部における« »は、コース定員を表し、学科の入学定員の内数とする。	30		120

備考2 応用生物科学部における( )は、本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり、外数とする。

備考3 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は、工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし、【】は、各学科及び課程に係る内数を示す。

#### (修業年限)

第16条 学部等の修業年限は、4年とする。

2 医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の修業年限については、前項の規定にかかわらず、6年とする。

#### (修業年限の通算)

第17条 科目等履修生又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により本学が編成した特別の課程を履修する者として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算は、学部等の長が行う。

#### (在学期間)

第18条 学部等の学生は8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生は、12年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科の1年次及び2年次の2学年間における在学期間にあっては、4年を超えることができない。

3 第27条又は第28条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第2節 学年、学期及び休業日

#### (学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第20条 学年は、次の2学期に分ける。ただし、医学部医学科については、別に定める。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

第21条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 創立記念日 6月1日

四 春季休業 4月1日から4月10日まで

五 夏季休業 8月1日から9月30日まで(医学部医学科第2年次から第6年次まで  
にあっては7月10日から8月31日まで)

六 冬季休業 12月23日から翌年1月10日まで

- 2 学部等の長は、前項第4号から第6号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めたときは、休業日であっても授業を行うことができる。

### 第3節 入学

#### (入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学並びに秋季入学については、第19条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

#### (入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、入学資格(3年次編入学を除く。)に関し必要な事項は、別に定める。

#### (入学願書の提出)

第24条 本学への入学を志願する者は、第78条に規定する検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし、再入学、転入学並びに秋季入学を志願する者は、各学部等の指定する期日までに、入学願書を提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、入学願書の提出に関し必要な事項は、別に定める。

#### (合格者の決定及び入学手続)

第25条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、合格者を決定する。

- 2 前項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、第78条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

#### (入学の許可)

第26条 学長は、前条第2項の規定により入学手続を経た者(第79条に規定する入学料の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)に対し、入学を許可する。

#### (3年次編入学)

第27条 第15条の表に掲げる3年次編入学定員で編入学できる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

#### (再入学、編入学及び転入学)

第 28 条 学長は、本学へ再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、第 15 条に規定する学部等の収容定員等を勘案し、教育に支障のない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第 29 条 学部等の長は、第 27 条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。

(準用規定)

第 30 条 第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、第 27 条又は第 28 条の規定により入学する者にこれを準用する。

#### 第 4 節 教育課程及び履修方法等

(教育体系等)

第 31 条 本学における教育体系は、教養教育及び専門教育とし、教養教育においては教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては一般教養科目という。以下同じ。)を、専門教育においては基礎科目及び専門科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては専門教育科目という。)を置く。

(教育課程の編成)

第 32 条 学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

4 第 1 項から前項までに定めるもののほか、教育課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の開設主体)

第 33 条 前条に規定する授業科目のうち全学共通に履修させる教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては本学が開設する一般教養科目に限る。)は、全学共通教育科目と称し、教育推進・学生支援機構が全学体制の下で開設する。

2 学部等において履修させる授業科目は、それぞれの学部等が開設する。

(連携開設科目)

第 33 条の 2 前条の規定にかかわらず、大学設置基準第 19 条の 2 に規定する連携開設科目を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

(外国人留学生等に係る日本語科目等)

第 34 条 外国人留学生に対しては、前条に規定するものほか、全学共通教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の規定により開設する授業科目は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育(中学校、高等学校及び中等教育学校に相当する学校における教育をいう。)を受けた者に履修させることができる。

(単位の計算方法)

第 35 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - 二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
  - 三 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は、各学部等又は教育推進・学生支援機構において、第 2 号の演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で、第 3 号の実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で変更することができる。ただし、第 3 号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、講義時間を 3 倍、演習時間を 1.5 倍、実験及び実習時間を 1 倍して、合計時間が 45 時間の授業時間を持って 1 単位とする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部等において単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 36 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 37 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業及び履修の方法等)

第 38 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める(平成13年文部科学省告示第51号)ところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。
- 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が定める(平成15年文部科学省告示第43号)ところにより、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 第44条から第49条までの規定により修得できる単位又は修得したものとみなす単位の合計は、60単位を超えることができない。
- 5 第31条から第34条及び第43条に定めるもののほか、授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準の明示)

第39条 各学部等及び教育推進・学生支援機構は、学修の成果に係る評価等の基準を定め、授業細目(シラバス)に記載し、学生に対して明確に提示しなくてはならない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第40条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の成績)

第41条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとする。

- 2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。
- 3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、卒業研究の成績は、合格又は不合格の評語を用いることができる。

(単位又は授業科目の修得の認定)

第42条 単位又は授業科目の修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか、認定に関し必要な事項は、各学部等において別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第42条の2 学生が履修した第33条の2に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 第60条に規定する卒業要件として修得すべき単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30単位を超えないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、連携開設科目に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目的登録の上限)

第43条 各学部等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学期に履修科目的登録することができる単位数を定めるものとする。

(他の学部等の授業科目的履修等)

第 44 条 学生は、他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

- 2 前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。
- 3 前 2 項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 45 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が他大学等の授業科目を履修しようとするときは、学長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 4 他大学等において履修した期間は、本学の在学期間に算入する。
- 5 第 1 項から前項までに定めるもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 46 条 学部等の長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(留学)

第 47 条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。)との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

- 2 第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にこれを準用する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修等)

第 48 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

- 2 第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修に  
関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 49 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位及び同条第 2 項に定める特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。)を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 45 条第 3 項(第 47 条第 2 項及び第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。)により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

- 4 前 3 項に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 50 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修について、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 5 節 休学、復学、転部、転学、退学及び除籍

(休学)

第 51 条 学部等の長は、疾病その他特別の理由により引き続き 3 月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは、休学を許可することができる。

- 2 学部等の長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 52 条 休学期間は、1 年以内とし、当該学年末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を 1 年以内更新することができる。

- 2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 18 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 53 条 学部等の長は、休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について、その復学を許可することができる。

2 学部等の長は、第 51 条第 2 項の規定により休学を命じた者で、その理由が消滅した場合には、その復学を許可することができる。

(転部)

第 54 条 学生が他の学部等に転部しようとするときは、所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。

2 第 29 条の規定は、前項の規定により転部する者にこれを準用する。

(転学)

第 55 条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第 56 条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 57 条 学長は、学部等の長の申し出により、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、これを除籍する。

一 死亡した者

二 行方不明の者

2 学長は、入学料の免除若しくは納付の猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者で、その納付すべき入学料を納付しない場合は、これを除籍する。

3 学長は、許可なく入学料(納付を猶予された場合に限る。)若しくは授業料を滞納し、又は延納期限を経過し、督促してもこれを納付しない者に対しては、除籍することができる。

(退学を命ずる場合)

第 58 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、退学を命ずることができる。

一 第 18 条に規定する在学期間を超えた者

二 第 52 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者

三 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(その他)

第 59 条 第 51 条から前条までに関し、必要な事項は別に定める。

第 6 節 卒業の認定及び学士の学位授与

(卒業の認定)

第 60 条 卒業の認定は、第 16 条に規定する修業年限以上在学し、別に定める授業科目を履修し、卒業要件として定める単位を修得した者について、学長が行う。

- 2 学長は、前項に規定するもののほか、学校教育法第 89 条に定めるところにより、学生(医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生を除く。)が本学に 3 年以上在学し、卒業の要件として定める単位を特に優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。
- 3 前 2 項に規定する卒業の認定は、学年の終わり(秋季入学した者にあっては、第 16 条に規定する修業年限に達する学期の終わり)に行う。ただし、学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかった者については、別に定める時期に認定をうけることができるものとする。
- 4 第 1 項から前項までに定めるもののほか、卒業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(学士の学位授与)

第 61 条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者には、岐阜大学学位規則に定めるところにより、学士の学位を授与する。

#### 第 7 節 教員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 62 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は、別表のとおりとする。

#### 第 8 節 賞罰

(表彰)

第 63 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、これを表彰する。

- 2 前項に規定する表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 64 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 二 正當の理由がなくて出席常でない者
  - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 第 2 項の規定による停学の期間が 3 月を超える場合は、第 16 条に規定する修業年限に算入しない。

5 懲戒に関し必要な事項は、第1項から前項までに定めるもののほか、学長が別に定める。

#### 第4章 大学院教育

##### (大学院教育)

第65条 大学院に関し必要な事項は、大学院学則による。

#### 第5章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生等 (研究生)

第66条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、研究生として入学を許可することができる。

##### (科目等履修生)

第67条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、学部等の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

##### (聴講生)

第68条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については、聴講生として入学を許可することができる。

##### (特別聴講学生)

第69条 他の大学（外国の大学を含む。）等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては、当該他の大学等との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

##### (短期特定課題受託研修生)

第69条の2 他の大学（外国の大学を含む。）等に在籍する学生で本学において短期の研修を希望する者については、当該他の大学等との協議に基づき、学長は、短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

##### (外国人留学生)

第70条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生については、第15条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

##### (内地留学生等)

第71条 学長は、産業教育内地留学生、科学教育研究室研究生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教職員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教職員支援機構研修員、受託研究員、獣医師受託研修生、外国人受託研修員及び中国医学研修生を志願する者については、その受け入れを許可することができる。

##### (その他)

第 72 条 第 66 条から前条までに關し必要な事項は、別に定める。

#### 第 6 章 学生支援

(学生支援)

第 73 条 本学は、学生の修学その他に關し、必要な助言指導を行う。

(保健管理)

第 74 条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 75 条 学生は、前条に規定する健康診断のほか、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

(学生支援施設)

第 76 条 本学に、学生寮、課外活動施設その他の学生支援に関する施設を置く。

(その他)

第 77 条 第 73 条から前条までに關し必要な事項は、別に定める。

#### 第 7 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等

(検定料、入学料、授業料等の額及び収納方法)

第 78 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに納付の猶予)

第 79 条 入学料、授業料及び寄宿料については、免除又は納付猶予の申請を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、入学料、授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については、別に定める。

#### 第 8 章 雜則

(雑則)

第 80 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この学則施行の際現に工学部の夜間主コースに在学する学生がいる場合には、第 5 条の規定にかかわらず、当該学生が在学しなくなる日までの間、夜間主コースを置き、第 15 条の表中、工学部及び合計に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
工学部	社会基盤工学科	人	人	人
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5

	機械システム工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	応用化学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	電気電子工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	生命工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	応用情報学科			
	昼間コース	280	280	280
	夜間主コース	15	10	5
	機能材料工学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	人間情報システム工学科			
	昼間コース	200	200	200
	夜間主コース	15	10	5
	数理デザイン工学科			
	昼間コース	160	160	160
	(各学科共通)	60	60	60
計	昼間コース	2,040	2,040	2,040
	夜間主コース	120	80	40
	共通	60	60	60
合計		5,290	5,250	5,210

#### 附 則(平成 19 年 12 月 26 日)

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

#### 附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の学則第 15 条の表中、医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	人	人	人	人	人	人
医学科	490	500	510	520	530	

	看護学科	340	340	340	340	340
	計	830	840	850	860	870
合計		5,260	5,230	5,200	5,210	5,220

3 第15条の表に規定する医学部医学科の収容定員は、平成34年度までとする。

#### 附 則(平成20年11月20日)

この学則は、平成20年11月20日から施行する。

#### 附 則(平成21年4月1日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第15条の表工学部の項中の機械システム工学科及び数理デザイン工学科並びに医学部の項中の医学科及び計並びに合計の項の収容定員欄については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度
工学部	機械システム工学科	人 245	人 250	人 255	人 260	人 260
	数理デザイン工学科	155	150	145	140	140
医学部	医学科	人 510	人 530	人 550	人 570	人 590
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	850	870	890	910	930
合計		5,240	5,220	5,240	5,260	5,280

#### 附 則(平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第15条の表中、医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	人 537	人 564	人 591	人 618	人 635
	看護学科	340	340	340	340	340
合計		877	904	931	958	975
		5,227	5,254	5,281	5,308	5,325

- 3 平成 21 年度以前に入学した医学部看護学科及び工学部数理デザイン工学科の学生が取得できる教員免許状の種類は、改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 7 月 1 日)

この学則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に教育学部の生涯教育課程又は応用生物科学部の食品生命科学課程に在籍する学生がいる場合には、第 3 条の規定にかかわらず、当該学生が在籍しなくなる日までの間、生涯教育課程又は食品生命科学課程を置き、第 15 条の表中、教育学部並びに応用生物科学部の「応用生命科学課程」、「食品生命科学課程」、「獣医学課程」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	人 830	人 860	人 890	人 920	人 920
	特別支援学校教員養成課程	65	70	75	80	80
	生涯教育課程	105	70	35	0	0
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
応用生物科学部	応用生命科学課程	人 80	人 160	人 245	人 330	人 330
	食品生命科学課程	250	170	85	0	0
	獣医学課程	170	170	170	170	175
	計	830	830	830	830	835
合計		5,254	5,281	5,308	5,325	5,337

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した者については、改正後の第 48 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 8 月 1 日)

この学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に工学部の社会基盤工学科、機械システム工学科、応用化学科、電気電子工学科、生命工学科、応用情報学科、機能材料工学科、人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は応用生物科学部の獣医学課程に在籍する学生がいる場合には、第 3 条の規定にかかわらず、当該学生が在籍しなくなる日までの間、社会基盤工学科、機械システム工学科、応用化学科、電気電子工学科、生命工学科、応用情報学科、機能材料工学科、人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は獣医学課程を置き、第 15 条の表中、工学部の「社会基盤工学科」、「機械工学科」、「化学・生命工学科」、「電気電子・情報工学科」及び「計」並びに応用生物科学部の「共同獣医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
工学部	社会基盤工学科	人 60	人 120	人 180	人 240	人 240
	機械工学科	130	260	390	520	520
	化学・生命工学科	150	300	450	600	600
	電気電子・情報工学科	170	340	510	680	680
	(各学科共通)			30	60	60
	社会基盤工学科	180	120	60		
	機械システム工学科	195	130	65		
	応用化学科	165	110	55		
	電気電子工学科	180	120	60		
	生命工学科	180	120	60		
	応用情報学科	210	140	70		
	機能材料工学科	165	110	55		
応用生物科学部	人間情報システム工学科	150	100	50		
	数理デザイン工学科	105	70	35		
	(各学科共通)	60	60	30		
	計	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
合計	人	人	人	人	人	
	30	60	90	120	150	
	145	115	90	60	30	
	835	835	840	840	840	
	5,313	5,330	5,342	5,342	5,342	

- 3 平成 24 年度以前に医学部医学科に入学した学生については、改正後の岐阜大学学則第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 24 年度以前に入学した工学部社会基盤工学科、機械システム工学科、応用化学科、電気電子工学科、生命工学科、応用情報学科、機能材料工学科、人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科並びに応用生物科学部獣医学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は、改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年規則第 1 号の附則第 2 項中「第 48 条第 3 項」を「第 41 条第 3 項」と読み替えるものとする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 15 条の表中、医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る「入学定員」及び「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部 看護学科	合計	医学科	医学部 看護学科	合計
平成 27 年度	110 80	190	1, 240	645 340	985	5, 345
平成 28 年度	110 80	190	1, 240	648 340	988	5, 348
平成 29 年度	110 80	190	1, 240	651 340	991	5, 351
平成 30 年度	95 80	175	1, 225	639 340	979	5, 339
平成 31 年度	95 80	175	1, 225	627 340	967	5, 327
平成 32 年度	85 80	165	1, 215	605 340	945	5, 305

平成 33 年度	85 80	165 1, 215	580 340	920 5, 280
平成 34 年度	85 80	165 1, 215	555 340	895 5, 255
平成 35 年度	85 80	165 1, 215	530 340	870 5, 230
平成 36 年度	85 80	165 1, 215	520 340	860 5, 220

## 附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 応用生物科学研究科は、改正後の岐阜大学学則第 4 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## 附 則(平成 29 年 4 月 27 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 27 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した教育学部学校教育教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程の学生が取得できる教員免許状の種類及び免許教科・領域の種類は、改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 岐阜大学学則等の一部を改正する学則(平成 27 年規則第 2 号)附則第 2 項の表中、平成 30 年度の項から平成 36 年度までの項を次のように改める。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
平成 30 年度	110 80	190 1, 240	654 340	994 5, 354		
平成 31 年度	110 80	190 1, 240	657 340	997 5, 357		
平成 32 年度	85 80	165 1, 215	635 340	975 5, 335		
平成 33 年度	85 80	165 1, 215	610 340	950 5, 310		
平成 34 年度	85 80	165 1, 215	585 340	925 5, 285		
平成 35 年度	85	165 1, 215	560	900 5, 260		

	80			340		
平成 36 年度	85	165	1,215	535	875	5,235
	80			340		

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 連合獣医学研究科は、改正後の岐阜大学学則（以下「新学則」という。）第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 30 年度以前に入学した医学部看護学科の学生が取得できる教員免許状の種類は、新学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部特別支援学校教員養成課程は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該課程に在籍する者が在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 15 条の表中、教育学部の学校教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程並びに医学部看護学科の「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	940	960	980
	特別支援学校教員養成課程	60	40	20
医学部	看護学科	330		

- 4 令和元年度以前に入学した教育学部の学生が取得できる教員免許状の種類は、改正後の第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 岐阜大学学則等の一部を改正する学則（平成 30 年規則第 5 号）附則第 3 項の表中、平成 32 年度以降の項を次のように改める。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 2 年度	110 80	190	660 330	990
令和 3 年度	110 80	190	660 320	980
令和 4 年度	85 80	165	635 320	955

令和 5 年度	85 80	165	610 320	930
令和 6 年度	85 80	165	585 320	905
令和 7 年度	85 80	165	560 320	880
令和 8 年度	85 80	165	535 320	855

附 則(令和 3 年 3 月 23 日 岐大学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 15 条の表中、教育学部、工学部、応用生物科学部及び社会システム経営学環の「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部等	学科又は課程	収容定員		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	人 970	人 940	人 910
工学部	社会基盤工学科	258【8】	276【16】	284【24】
	機械工学科	534【4】	548【8】	552【12】
	化学・生命工学科	606【4】	612【8】	616【12】
	電気電子・情報工学科	692【4】	704【8】	708【12】
	各学科共通	30	0	0
	計	2,120	2,140	2,160
応用生物科学部	応用生命科学課程	335【5】	340【10】	345【15】
	生産環境科学課程	335【5】	340【10】	345【15】
	共同獣医学科	180	180	180
	計	850	860	870
社会システム経営学環		30	60	90
備考 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は、工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし、【 】は、各学科及び課程に係る内数を示す。				

附 則(令和 4 年 3 月 21 日 岐大学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号）附則第 5 項表中、令和 4 年度以降の項から令和 9 年度までの医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科	医学部	医学科	医学部
看護学科	計		看護学科	計

令和 4 年度	110 80	190	660 320	980
令和 5 年度	85 80	165	635 320	955
令和 6 年度	85 80	165	610 320	930
令和 7 年度	85 80	165	585 320	905
令和 8 年度	85 80	165	560 320	880
令和 9 年度	85 80	165	535 320	855

別表(第 62 条関係)

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科・領域の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者
		幼稚園教諭一種免許状	
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科 電気電子コース 情報コース 電気電子・情報工学科 応用物理コース	高等学校教諭一種免許状	工業
			数学
応用生物科学部	応用生命科学課程 生産環境科学課程	高等学校教諭一種免許状	理科 農業

## 附 則（令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 4 年 3 月 21 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中、令和 5 年度以降の項から令和 10 年度までの医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 5 年度	110 80	190	660 320	980
令和 6 年度	85 80	165	635 320	955
令和 7 年度	85 80	165	610 320	930
令和 8 年度	85 80	165	585 320	905
令和 9 年度	85 80	165	560 320	880
令和 10 年度	85 80	165	535 320	855

## ○岐阜大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 117 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 1 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 19 日
平成 25 年 12 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 9 号	令和 2 年 4 月 1 日岐大規則第 1 号
令和 2 年 12 月 23 日岐大規程第 122 号	令和 3 年 3 月 23 日岐大規程第 150 号
令和 3 年 6 月 21 日岐大規程第 12 号	令和 4 年 3 月 21 日岐大規程第 55 号
令和 5 年 1 月 30 日岐大規程第 37 号	

## (趣旨)

第 1 条 岐阜大学(以下「本学」という)において授与する学位に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

## (学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位の種類は、博士、修士、教職修士(専門職)及び学士とする。

## (学位授与の基本)

第 2 条の 2 本学は、学位授与条件の厳格な遵守、学位審査における的確な審査基準と公正な審査手続きにより、学位を授与する。

## (博士の学位授与の要件)

第 3 条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 博士の学位の授与は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に対し行うことができる。

## (修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位の授与は、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

## (教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第 4 条の 2 教職修士(専門職)の学位の授与は、本学大学院教育学研究科の教職大学院課程を修了した者に対し行うものとする。

## (学士の学位授与の要件)

第 5 条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行うものとする。

## (在学者の論文提出の時期)

第6条 在学者の学位論文の提出の時期は、研究科において定める。

(学位論文の申請)

第7条 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、本文で規定するものほか、学位論文審査手数料として1件につき、57,000円を添えなければならない。

- 一 学位論文
  - 二 論文目録
  - 三 履歴書
- 2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、前項に規定する学位論文審査手数料を免除する。
  - 3 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位審査願に学位論文及び学位論文の要旨を添え、当該研究科長に提出するものとする。

(学位論文)

第8条 提出する学位論文は、主論文1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の副本、訳文、標本又は模型等の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第9条 学長は、博士の学位論文を受理したときは、研究科委員会(医学系研究科にあっては教授会をいう。以下同じ。)にその審査を付託しなければならない。

- 2 前項の審査は、審査の公正さ、透明性に配慮して実施しなければならない。
- 3 研究科委員会は、第1項に規定する審査を付託されたときは、大学院を担当する当該研究科の教授又は准教授のうちから3人以上の審査委員(主査1人、副査2人以上)を選出しなければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、本学の他の研究科、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として選出することができる。
- 4 前項に定める審査委員の主査は、当該学位論文の審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者のうち、原則として、主指導教員(研究指導又は論文指導の直接的な責任を有する教員)以外から、選出しなければならない。
- 5 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を行うものとする。

第10条 研究科長は、修士の学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

- 2 前項の審査は、審査の公正さ、透明性に配慮して実施しなければならない。

- 3 研究科委員会は、第1項に規定する審査を付託されたときは、大学院を担当する当該研究科の教員のうちから3人以上の審査委員(主査1人、副査2人以上)を選出しなければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、本学の他の研究科、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として選出することができる。
- 4 前項に定める審査委員の主査は、当該学位論文の審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者から選出しなければならない。
- 5 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験に関する事項を行うものとする。  
(国際連携専攻の審査委員)

第11条 岐阜大学大学院学則（平成19年岐阜大学規則第51号）第2条第3項に定める国際連携専攻（以下「国際連携専攻」という。）においては、第9条及び第10条の規定に基づき選出する審査委員には、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議の上、連携外国大学院の教授その他の者を審査委員に含めるものとする。

(審査期間)

第12条 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

- 2 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間に終了するものとする。  
(最終試験)

第13条 最終試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連する授業科目又は専門分野等について口頭又は筆答で行うものとする。

(学力の確認)

第14条 学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試問の方法により行うものとする。

- 2 前項に規定する試問は、学位論文の内容を中心として、口頭及び筆答により行うものとする。ただし、研究科委員会の議を経て、他の方法によることができる。
- 3 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、各研究科において定める年限内に学位の授与を受けようとする場合にあっては、第1項に規定する学力の確認のための試問を免除することができる。

(論文及び審査手数料の取扱い)

第15条 提出された学位論文及び既納の審査手数料は、返還しない。

(審査及び試験の報告)

第16条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終わったときは、学位論文の内容の要旨、審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨を研究科委員会に報告するものとする。

(合否の議決等)

第 17 条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の合否の議決は、前条に規定する審査委員の報告に基づいて研究科委員会が行う。

- 2 前項に規定する議決を行うには、研究科委員会委員(海外渡航中又は休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上(連合農学研究科及び連合獣医学研究科にあっては 2 分の 1 以上)が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上(連合農学研究科及び連合獣医学研究科にあっては 4 分の 3 以上)の同意を得なければならない。

(審査結果の報告)

第 18 条 研究科委員会において、博士の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、その議決した日から 10 日以内に、次の各号に掲げる事項を学長に報告しなければならない。

一 学位の種類及び専攻分野の名称

二 氏名

三 学位授与の要件

四 学位論文名

五 授与する年月日

六 学位論文審査の結果の要旨及びその担当者氏名

七 最終試験又は学力の確認の結果の要旨及びその担当者氏名

八 学位論文審査機関の名称及び組織

九 判定の方法

十 議決の結果

- 2 研究科委員会において、修士の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、次の各号に掲げる事項を速やかに学長に報告しなければならない。

一 学位の種類及び専攻分野の名称

二 氏名

三 学位授与の要件

四 学位論文審査の要旨

五 授与する年月日

六 最終試験

七 判定の方法

八 議決の結果

- 3 研究科委員会において、教職修士(専門職)の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、次の各号に掲げる事項を速やかに学長に報告しなければならない。

一 学位の種類及び専攻分野の名称

二 氏名

三 学位授与の要件

四 授与する年月日

## 五 判定の方法

### 六 議決の結果

4 研究科委員会において、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、前条に規定する報告に基づいて、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定により学位の授与を受けようとする者については、課程の修了の可否又は第 3 条第 2 項の規定により学位の授与を受けようとする者については、その学位論文の合否及び学力の確認について決定し、課程の修了又は学位論文の合格及び学力の確認を決定した者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 前項の規定に基づき授与する学位記の様式は、別記様式第 1 号から第 10 号、第 13 号及び第 14 号までのとおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育学、地域科学、医学、再生医科学、医療者教育学、看護学、工学、応用生物科学、食品科学技術、農学、獣医学、医科学、薬科学又は学術とする。

3 岐阜大学学則（平成 19 年岐阜大学規則第 50 号）第 61 条に規定する学位記の様式は、別記様式第 11 号、第 12 号、第 15 号から第 17 号のとおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育学、地域科学、医学、看護学、工学、応用生物科学、獣医学又は経営学とする。

4 学位に付記する専攻分野の名称及び英語表記は、別表第 1 から別表第 3 までに定めるとおりとする。

(学位授与の報告)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から 3 月以内に学位簿に登録し、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 12 条に規定する様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその

内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その学位論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 前 2 項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表する場合は、「岐阜大学審査学位論文」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第 1 項及び第 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。  
(学位の名称)

第 23 条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「岐阜大学」の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第 24 条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教育研究評議会が前項の規定により学位授与の取消しの決定をする場合には、構成員(海外渡航中又は休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(学位記の再交付)

第 25 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載し、学長に願い出なければならない。

(通報・相談窓口)

第 25 条の 2 学長は、学位授与に関する不正行為等に関する通報・相談窓口を設置する。

- 2 通報・相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に農学部に入学した者及び平成 16 年度以降に農学部に編入学、再入学又は転部した者に係る学位記の様式及び学位に付記する専攻分野の名称については、第 19 条第 3 項の規定にかかわらず、廃止前の岐阜大学学位規則(昭和 41 年 4 月 1 日制定)第 17 条第 3 項の規定の例による。

#### 附 則(平成 17 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 16 年度以前に大学院医学研究科に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に農学研究科に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に連合農学研究科に入学した者については、改正後の第 7 条第 2 項の規定及び第 19 条第 2 項に基づく学位記の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 1 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既に学位記を交付された者が第 25 条の規定により再交付を願い出た場合に交付する学位記の様式は、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 19 日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 19 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年度以前に博士の学位を授与した場合については、改正後の第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年度以前に博士の学位を授与された者については、改正後の第 22 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 1 日)

この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既に学位記を交付された者が第 25 条の規定により再交付を願い出た場合に交付する学位記の様式は、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に、本学大学院の修士課程又は医学系研究科再生医科学専攻若しくは工学研究科の博士前期課程に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 9 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日岐大規則第 1 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 23 日岐大規程第 122 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 23 日岐大規程第 150 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 21 日岐大規程第 12 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 令和 2 年度に学位（食品科学技術）を授与された者については、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 21 日岐大規程第 55 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 30 日岐大規程第 37 号)

この規則は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

別表第 1((学士課程))

[別紙参照]

別表第 2((修士課程、博士前期課程及び教職大学院課程))

[別紙参照]

別表第 3((博士及び博士後期課程))

[別紙参照]

別記様式第 1 号(第 19 条関係)

学位記(医学系研究科及び工学研究科工学専攻の場合)

[別紙参照]

別記様式第 2-1 号(第 19 条関係)

(工学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻の場合  
(岐阜大学学位記) )

[別紙参照]

別記様式第 2-2 号(第 19 条関係)

(工学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻の場合  
(インド工科大学グワハティ校学位記)

[別紙参照]

別記様式第 3-1 号(第 19 条関係)

(工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合 (岐  
阜大学学位記) )

[別紙参照]

別記様式第 3-2 号(第 19 条関係)

(工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合 (マレーシ  
ア国民大学学位記) )

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 19 条関係)

学位記(医学系研究科及び工学研究科の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 19 条関係)

学位記(共同獣医学研究科の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 19 条関係)

学位記(共同獣医学研究科の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 19 条関係)

学位記(連合農学研究科の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 8-1 号(第 19 条関係)

(連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻  
の場合(岐阜大学学位記))  
[別紙参照]

別記様式第 8-2 号(第 19 条関係)

(連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻  
の場合(インド工科大学グワハティ校学位記))  
[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 19 条関係)

学位記(連合獣医学研究科の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 10 号(第 19 条関係)

学位記(連合創薬医療情報研究科の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 11 号(第 19 条関係)

学位記(連合農学研究科、連合獣医学研究科及び連合創薬医療情報研究科の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 12 号(第 19 条関係)

学位記(修士課程及び博士前期課程の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 13 号-1(第 19 条関係)

(自然科学技術研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術  
専攻の場合(岐阜大学学位記))  
[別紙参照]

別記様式第 13 号-2(第 19 条関係)

(自然科学技術研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術  
専攻の場合(インド工科大学グワハティ校学位記))  
[別紙参照]

別記様式第 14 号(第 19 条関係)

学位記(教職大学院課程の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 15 号(第 19 条関係)

学位記(学士課程の場合(共同獣医学科及び社会システム経営学環を除く。))  
[別紙参照]

別記様式第 16 号(第 19 条関係)

学位記(学士課程(共同獣医学科)の場合)  
[別紙参照]

別記様式第 17 号(第 19 条関係)

学位記(学士課程(社会システム経営学環)の場合)

[別紙参照]

別表第1（学士課程）

学部等	学科又は課程	専攻分野の名称	専攻分野の名称（英語）
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学	Education
	※特別支援学校教員養成課程	教育学	Education
	※生涯教育課程	教育学	Education
地域科学部	※地域科学科	地域科学	Regional Studies
	地域政策学科	地域科学	Regional Studies
	地域文化学科	地域科学	Regional Studies
医学部	医学科	医学	Medicine
	看護学科	看護学	Nursing
工学部	社会基盤工学科	工学	Engineering
	※機械システム工学科	工学	Engineering
	※応用化学科	工学	Engineering
	※電気電子工学科	工学	Engineering
	※生命工学科	工学	Engineering
	※応用情報学科	工学	Engineering
	※機能材料工学科	工学	Engineering
	※人間情報システム工学科	工学	Engineering
	※数理デザイン工学科	工学	Engineering
	機械工学科	工学	Engineering
	化学・生命工学科	工学	Engineering
	電気電子・情報工学科	工学	Engineering
応用生物科学部	※食品生命科学課程	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	生産環境科学課程	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※獣医学課程	獣医学	Veterinary Medicine
	応用生命科学課程	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	共同獣医学科	獣医学	Veterinary Medicine
社会システム経営学環	—	経営学	Management

※募集停止している学科又は課程

別表第2（修士課程、博士前期課程及び教職大学院課程）

研究科	専攻	専攻分野の名称	専攻分野の名称（英語）
教育学研究科	※学校教育専攻	教育学	Education
	※心理発達支援専攻	教育学	Education
	※カリキュラム開発専攻	教育学	Education
	※教科教育専攻	教育学	Education
	※総合教科教育専攻	教育学	Education
	教育臨床心理学専攻	教育学	Education
教育学研究科	教職実践開発専攻	教職修士（専門職）	Education(professional)
地域科学研究科	地域政策専攻	地域科学	Regional Studies
	地域文化専攻	地域科学	Regional Studies
医学系研究科	※再生医科学専攻	再生医科学	Regeneration and Advanced Medical Sciences
	医療者教育学専攻	医療者教育学	Health Professions Education
	看護学専攻	看護学	Nursing
自然科学技术研究科	生命科学・化学専攻	応用生物科学 工学	Applied Biological Sciences Engineering
	生物生産環境科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	環境社会基盤工学専攻	工学	Engineering
	物質・ものづくり工学専攻	工学	Engineering
	知能理工学専攻	工学	Engineering
	エネルギー工学専攻	工学	Engineering
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻	食品科学技術	Food Science and Technology
※工学研究科	※社会基盤工学専攻	工学	Engineering
	※機械システム工学専攻	工学	Engineering
	※応用化学専攻	工学	Engineering
	※電気電子工学専攻	工学	Engineering
	※生命工学専攻	工学	Engineering
	※応用情報学専攻	工学	Engineering
	※機能材料工学専攻	工学	Engineering
	※人間情報システム工学専攻	工学	Engineering
	※数理デザイン工学専攻	工学	Engineering
	※環境エネルギーシステム専攻	工学	Engineering
※農学研究科	※生物資源生産学専攻	農学	Science in Agriculture
	※生物生産システム学専攻	農学	Science in Agriculture
	※生物資源利用学専攻	農学	Science in Agriculture
※応用生物科学研究科	※資源生命科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※生物環境科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※応用生命科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※生産環境科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences

※募集停止している研究科及び専攻

別表第3（博士及び博士後期課程）

研究科	専攻	専攻分野の名称	専攻分野の英語表記
医学系研究科	医科学専攻	医学	
	※再生医科学専攻	再生医科学	
工学研究科	※生産開発システム 工学専攻	工学	
	※物質工学専攻	工学	
	※電子情報システム 工学専攻	工学	
	※環境エネルギー システム専攻	工学	
	工学専攻	工学	
	岐阜大学・インド工科 大学グワハティ校国 際連携統合機械工学 専攻	学術	Philosophy
	岐阜大学・マレーシア 国民大学国際連携材 料科学工学専攻	学術	Philosophy
共同獣医学研究 科	共同獣医学専攻	獣医学	
連合農学研究科	生物生産科学専攻	農学	
	生物環境科学専攻	農学	
	生物資源科学専攻	農学	
	岐阜大学・インド工科 大学グワハティ校国 際連携食品科学技術 専攻	学術	Philosophy
※連合獣医学研 究科	※獣医学専攻	獣医学	
連合創薬医療情 報研究科	創薬科学専攻	工学又は薬科学	
	医療情報学専攻	医科学又は薬科学	

※募集停止している研究科及び専攻

年	審つ博	別
	専査必士本	の医記
月	攻及要課学	場学様
	分びな程大	合式
岐日	野最研に学	～研第1
	の終究お院	究1
阜	名試指い○	科号
	称験導て学	及～
大	～に受定)	び第1
	の合格けの研	工1
学	学位した単究	学9
	をし上位科	研究条
	授た学を○	関係
	与の位修○	工科～
	すで論得専	工学
	る博文し攻	專攻
	士のかの	

○ 博甲第  
 学 岐 阜 大  
 の  
 印

本籍 (都道府県名)  
 年氏 月 日 記  
 位号



学位記

此卷收存于

本学大学院工学研究科専攻大学・インド工科大学がワハディ技術開発機構修士学号の博士課程において所定の論文を提出し乍ら必要な研究指導を受けた上位論文の審査官が最終試験に当選したので博士(学術)の学位を授与する。

七



Page 9 of 11

My Professor Sir would kindly issue special  
Letter University and Indian Institute of Technology framed  
Degree under the  
**Doctor of Philosophy**  
or  
**Ph.D.**  
First name Family name  
कृष्ण शर्मा दिव्या शर्मा शर्मा  
प्रोफेसर  
लेटर  
Date of Birth : 10-06-1977  
Date of Issue : 10-06-2014  
Signature : कृष्ण शर्मा दिव्या शर्मा  
ग्रन्थालय नमस्कार (ग्रन्थालय के नाम से)  
ग्रन्थालय नमस्कार (ग्रन्थालय के नाम से)

DRBEC Report  
PDR 000 000 000 0000  
Report  
of the  
Review  
Panel  
on  
Complaints

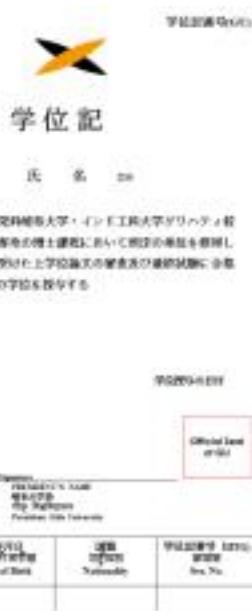
#### **• Definition**

© 2010

別記工学式樣第21号（第19条関係）  
ハグワ学研究科岐阜大学・インド工科大學  
合イ校国際連携統合機械工学専攻の場  
（岐阜大学学位記）

○博士甲第号

工学研究科岐阜大学・インド工科大學  
（岐阜大学学位記）



別記様式第3-1号(第19条関係)

(工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合 (岐阜大学学位記))

工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻 (岐阜大学学位記)

○博甲第 号



### 学位記

岐阜大学およびマレーシア国民大学は

Gifu University dan Universiti Kebangsaan Malaysia mengisyiharkan bahawa

Gifu University and Universiti Kebangsaan Malaysia hereby confer that

氏名 / Nama / Name

国籍 / Warganegara / Nationality

生年月日 / Tarikh Lahir / Date of Birth

上記の者が岐阜大学大学院工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻において所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（学術）の学位を授与する  
setelah memenuhi segala syarat serta lulus peperiksaan yang ditetapkan oleh Universiti untuk  
Program Ijazah Bersama Ph.D. Antara UKM dan Gifu University telah dianggerahkan ijazah  
di antara UKM dan Gifu University telah dianggerahkan ijazah  
having fulfilled all the requirements and having passed all the examinations as prescribed by  
the University under the regulations of International Joint Ph.D. Degree Program in Materials  
Science and Engineering between UKM and Gifu University been admitted to the degree of

学術博士

Doktor Falsafah

Doctor of Philosophy

Official Seal  
of GU  
(Electronic)

学位授与の日付  
pada DD Bulan YYYY  
on Month DD, YYYY

Official Seal  
of UKM  
(Electronic)

(署名/Signature)

FULL NAME

岐阜大学 学長  
Presiden, Gifu Universiti  
President, Gifu University

(Tandatangan/Signature)

FULL NAME

マレーシア国民大学 学長  
Naib Canselor, Universiti Kebangsaan Malaysia  
Vice Chancellor, Universiti Kebangsaan Malaysia

学位記番号

Nombor Siri

Serial No.

学位記番号

Nombor Siri

Serial No.

別記様式第3-2号(第19条関係)  
 (工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合 (マレーシア国民大学  
 学位記))

工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻 (マレーシア国民大学学位記)  
 ○博甲第 号



### 学位記

Universiti Kebangsaan Malaysia dan Gifu University mengisyiharkan bahawa  
 マレーシア国民大学および岐阜大学は  
 Universiti Kebangsaan Malaysia and Gifu University hereby confer that

Nama / 氏名 / Name  
 Warganegara / 国籍 / Nationality  
 Tarikh Lahir / 生年月日 / Date of Birth

setelah memenuhi segala syarat serta lulus peperiksaan yang ditetapkan oleh Universiti untuk  
 Program Ijazah Bersama Ph.D. Antarabangsa dalam Sains Bahan dan Kejuruteraan  
 di antara UKM dan Gifu University telah dianugerahkan ijazah  
 上記の者が岐阜大学大学院工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻において所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文  
 の審査及び最終試験に合格したので博士（学術）の学位を授与する  
 having fulfilled all the requirements and having passed all the examinations as prescribed by  
 the University under the regulations of International Joint Ph.D. Degree Program in Materials  
 Science and Engineering between UKM and Gifu University been admitted to the degree of

Doktor Falsafah  
 学術博士  
 Doctor of Philosophy

Official Seal  
 of UKM  
 (Electronic)

pada DD Bulan YYYY  
 学位授与の日付  
 on Month DD, YYYY

Official Seal  
 of GU  
 (Electronic)

(Tandatangan/Signature)

FULL NAME  
 Naib Canselor, Universiti Kebangsaan Malaysia  
 マレーシア国民大学 学長  
 Vice Chancellor, Universiti Kebangsaan Malaysia

(署名/Signature)

FULL NAME  
 Presiden, Gifu Universiti  
 岐阜大学 学長  
 President, Gifu University

Nombor Siri  
 学位記番号  
 Serial No.

Nombor Siri  
 学位記番号  
 Serial No.

論文名	の及 名び本 称試大 ～験学 のにに 学合学 位格位 をし論 授た文 与のを すで提 る博出 士し ～所 専定 攻の 分審 野査	学 岐 の 阜 印 大	○ 博 乙 学 本 籍 年 氏 (都 道 道 府 県 県 日)	～別 医記 学様 系式 研第 究4 科号 及～ び第 工1 学9 研条 究関 科の 場合
年				記
月				
岐日				
阜				
大				
学				

論文名	博審ない究及 士査研て科び岐 へ及究所共鳥阜 獸び指定同取 医最導の獸大學 學終を單医学 ）試受位學大 の驗けを專學 學位にた修攻院 授合上得博共獸 格學し士同醫 与し位か課獸學 すた論つ程医研 るの文必に学究 での要お研科	○	別 共記 同様 獸式 医学第 5
年	学	岐 阜 大	○
月	本 籍		○
鳥取大學長	年氏	（都道府 県名）	○
岐阜大學長	位		○
氏 氏	月		○
名 名	日		○
印 印	記		○
	生名		○

年	論文名	す格を るし提岐 た出阜 のし大 で所學及 博定士の （審査大 獸査大學 医及學び （試學び を驗位授 に論與合 文	○ 学 岐 阜 印 ○ 学 乙 第	別記 様式 獸醫第 學号 研究第 科第 場條合 關係
月			本籍 （都道府 縣名）	記
鳥取大學長	岐阜大學長	氏 氏	年氏 （年月日）	位 号
名 名				
印 印				

年	論文名	称	び受博	別記
月	岐阜大学の位認定を定めることによりする博士の名	～右の記述の位格を付す。	最け士本終所課学試定程大驗のの学に単研院合位究連格を指合し修導農た得を学こし〇研と学〇究を位大科認め論学〇め文に〇る審お〇査い専及て攻	連合様式第7研究号科の場合9条関係記
岐日	岐阜大学院連合農学研究科委員	～の記述の位格を付す。	農甲学年氏月日	農博甲第本籍（都道府県名）
阜				
大				
学				



連  
専学合  
○攻グ農  
博ヘワ学  
甲岐ハ研  
第阜テ究  
大イ科  
学校岐  
学国阜  
位際大  
号記連学  
～携・  
食品工  
品工科  
ド記學  
技科大  
学連学  
携・9  
位食イ条  
記品ン関  
～科ド係  
～学工～  
技科

別  
術大連記  
専学合様  
攻グ農式  
のワ学第  
場ハ研8  
合テ究1  
～イ科1  
岐校岐号  
阜国阜～  
大際大第  
学連学1  
学携・9  
位食イ条  
記品ン関  
～科ド係  
～学工～  
技科



連	別
位 専 学 合	テ 術 大 連 記
○ 記 攻 グ 農	イ 専 学 合 様
博 ） ワ 学 校	校 攻 グ 農 式
甲 イ ハ 研 学 の ワ 学 第	学 の ワ 学 第
第 ン テ 究 位 場 ハ 研 8	位 場 ハ 研 8
ド イ 科 記 合 テ 究	記 合 テ 究
工 校 岐 ） イ 科 2	） イ 科 2
科 国 阜 ） イ 校 岐 号	） イ 校 岐 号
大 際 大 ン 国 阜 ～	ン 国 阜 ～
学 連 学 ド 際 大 第	ド 際 大 第
グ 携 ・ 工 連 学 1	工 連 学 1
ワ 食 イ 科 携 ・ 9	科 携 ・ 9
ハ 品 ン 大 食 イ 条	大 食 イ 条
テ 科 ド 学 品 ン 關	学 品 ン 關
イ 学 工 グ 科 ド 係	グ 科 ド 係
校 技 科 ワ 学 工	ワ 学 工
學 術 大 ハ 技 科	ハ 技 科



年	論文名	称	にに○	別記
	の記	～右	合お○本	連記
	学の	究岐	格い専学	合様
	名	科阜	して攻大	創式
月	位認	委大	た受博学	甲第
	を定	員學	こけ士院	学医1
	授に	会大	と学課連	療0
	与よ	学院	を位程合	情号
岐日	すり	院連	認論の創	報(
	る博	合	め文研薬	研究第
阜	士	創	る審究医	1
	(	薬	査指療	科9
大	專	医	及導情	の条
	攻	療	びを報	場関
	分	情	最○研	合)
	野	報	終○究	
	の名	研	試大科	
			生名	

学 岐 阜 大  
の の 印

○ 博 甲 学  
学 第

本 籍 年 氏 位 号 記

(都 道 府 縣 名)

年 称と提別記及  
 月 右を出本様  
 の記認し学連  
 学の員岐阜大合  
 位認会定所學農  
 を定めに學創  
 授に大學審論學 1  
 与より大學查文研  
 する博士院連考 1  
 岐日岐阜會合第  
 阜大士合○試驗  
 大學○研究○  
 大學○研究科  
 大學分野の名科  
 岐阜大印

○	博乙第
学	岐阜大

本籍年氏（都道府県名）位号記

月日生名

別記及  
び連様  
連合式  
合農第  
創學 1  
藥研 1  
医究號  
療科（第  
情報連 1  
研合 9  
究獸條  
科醫關係  
場研  
合究  
科

<p>学位記</p> <p>○修第 号</p> <p>氏名 生年月日</p> <p>本学大学院○学(系)研究科○○専攻において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので修士(専攻分野の名称)の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p>岐阜大学</p>	<p>GIFU UNIVERSITY</p> <p>Hereby Confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Master of 《専攻分野の名称》</p> <p>in Recognition of the Fulfillment of the Requirements and Successful Completion of a Master's Thesis for a Major in 《専攻》 at the Graduate School of 《研究科》, Gifu University.</p> <p>Date</p> <p>Name President 《学長の署名》</p> <p>GIFU UNIVERSITY</p>	<p>岐阜大学の印</p> <p>岐阜大学の印</p>
--	--	-----------------------------

別  
び修記  
博士様  
士課式  
前程第  
期 1  
課国 2  
程際号  
の連  
場携第  
合專 1  
攻 9  
を條  
除関  
く係  
。 )  
)  
及



## 学位記

गीता विश्वविद्यालय एवं भारतीय इंस्टीटिउटी गणधर गांधी  
इन्स्टीटियूट निम्नान् एवं अधियाक्षी में  
गीता विश्वविद्यालय की अद्वितीय समूक उपाधि  
Gita University and Indian Institute of Technology Gandhinagar  
hereby confer the International Joint Degree of  
Master of Technology in Food Science and Technology  
on

氏名  
पूरा नाम  
First name Family name

本学大学院自然科学技術研究科(以下「Gita University」と略す)  
国際連携食品科学技術専攻において  
所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので  
修士(食品科学技術)の学位を授与する  
को इस उपाधि के प्राप्त हुए जाता विज्ञान एवं विद्यालयी में अद्वितीय समूक निम्नान् प्राचलकान के विनियम  
निहित अधिकारी महान् वर्ष में सकलतापूर्वक पूरी करने पर प्रदान करते हैं।  
who has successfully completed in Month VVVV, the requirements prescribed under the regulations of  
International Joint Master's Degree Program in Food Science and Technology for the award of  
this degree.

学位記号の日付  
महिना दिनांक, वर्ष को प्रदान किया गया  
Awarded on Month DD, VVVV

Official Seal  
of GU

Official Seal  
of IITG

PRESIDENT'S Signature  
PRESIDENT'S NAME  
गीता विश्वविद्यालय  
President, Gita University

DIRECTOR'S Signature  
DIRECTOR'S NAME  
इंद्र विश्वविद्यालय गांधी विश्वविद्यालय  
Director, Indian Institute of Technology Gandhinagar

REGISTRAR'S Signature  
Registrar गुरुवर्णन  
CHIEF EXECUTIVE'S Signature  
Chairman, Board of Governors नाम, नाम संकेत

学位記番号(GU) 書類番号 Sect. No.	生年月日 जन्म की तारीख Date of Birth	国籍 राष्ट्रियता Nationality	学位記番号 (IITG) 書類番号 Sect. No.

術科	自	技工	別
専大	然	術科	自記
○攻	學科	専大	然様
博	グ	攻	學科式
甲	ワ	の	グ學第
第	ハ	場	ワ技1
阜		大	合ハ術3
記		テ	一研号
際		学	岐イ究
阜		校	阜校科1
号		科	大國岐
記		連	一際阜第
際		携	学連大1
阜		食	位携学9
号		・	記食・条
記		品	一品イ関
際		イ	一科ン係
阜		科	学ド
号		・	一科ン係
記		技	学ド
際		工	一



## 学位記

भारतीय योग्यतिकी सम्मान ग्रन्थाती परं  
गीहू विश्वविद्यालय इसके द्वारा द्वारा विज्ञान एवं अविद्यालिकी में  
प्रशासनिकी नियमों की अनुसृत रूपान्वय उपलब्ध रखायि  
Indian Institute of Technology Guwahati and Gauhati University  
hereby confer the International Joint Degree of  
Master of Technology in Food Science and Technology  
on

氏名  
पूरा नाम  
First name Family name

岐阜大学大学院自然科学技術研究科岐阜大学・インド工科大学グリハティ校  
国際連携食品科学技術専攻において

規定の単位を修了し学位論文の審査及び最終試験に合格したので

博士（食品科学技術）の学位を授与する

को इस उपाधि के प्रदान हेतु द्वारा विज्ञान एवं योग्यतिकी में अनुसृत रूपान्वय नियमानुसार प्राप्तकाम के विभिन्न  
विहित अधिकारी महीन, वर्ष में सफलतापूर्वक पूर्ण करने पर प्रदान करते हैं।

who has successfully completed in Month VYYY, the requirements prescribed under the regulations of  
International Joint Master's Degree Program in Food Science and Technology for the award of  
this degree.

学位修得の日付  
महीना, दिनांक, वर्ष को प्रदान किया गया  
Awarded on Month DD, VYYY

Official Seal  
of GU

DIRECTOR'S Signature  
DIRECTOR'S NAME  
インド工科大学グリハティ校学長  
監修官 梅田英一郎 印度人 印度  
Director, Indian Institute of Technology Guwahati

PRESIDENT'S Signature  
PRESIDENT'S NAME  
岐阜大学長  
梅田英一郎 印度人 印度  
President, Gauhati University

BOARD Members  
委員会会員  
BOARD Chairman  
Chairman, Board of Governors 2022, 印度人 印度

学位記番号(GU) 登録番号 Ser. No.	国籍 Nationality	学位記番号(IITG) 登録番号 Ser. No.

位	術	科	自	テ	技	工	～	別
記	專	大	然	イ	術	科	自	記
○	～	攻	學	校	專	大	然	様
博	～	グ	學	攻	攻	學	科	式
甲	～	イ	技	學	の	グ	學	第
第	～	ン	ハ	記	記	場	ワ	1
	ド	テ	研	～	～	合	ハ	術
	エ	イ	究	～	～	～	テ	研
	科	校	科	号	～	～	イ	イ
	大	國	岐	～	～	～	イ	究
	學	際	阜	～	～	～	ン	校
	グ	連	大	～	～	～	国	科
	連	大	學	～	～	～	～	2
	携	學	ハ	～	～	～	～	～
	食	・	食	～	～	～	～	～
	品	・	品	～	～	～	～	～
	イ	科	イ	～	～	～	～	～
	ン	校	ン	～	～	～	～	～
	学	学	ド	～	～	～	～	～
	技	技	工	～	～	～	～	～
	学	学	工	～	～	～	～	～

別  
教記  
職様  
大式  
学第  
院1  
課4  
程号  
の(場  
合1  
)~9  
条関  
係)

<p>教職修第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名 生年月日</p> <p>本学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の 教職大学院課程において所定の単位を 修得したので教職修士(専門職)の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p>岐阜大学</p>	<p>GIFU UNIVERSITY</p> <p>Hereby Confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Master of Education(professional)</p> <p>in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in Teacher Education Course at the Graduate School of Education, Gifu University.</p> <p>Date</p> <p>Name President 《学長の署名》</p> <p>GIFU UNIVERSITY</p>
	

**別記様式第15号（第19条関係）**  
（学士課程の場合（共同獣医学科及び社会システム経営学環を除く。））

○第 号	GIFU UNIVERSITY		
学位記			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>岐阜大学 学の印</p> </div>	<p>氏名 生年月日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>岐阜大 学の印</p> </div>	<p>Hereby Confers upon  Name Date of Birth:</p>
<p>本学○学部○○(学科所定の) 課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(専攻分野の名称)の学位を授与する</p>		<p>the Degree of Bachelor of 《専攻分野の名称》  in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in 《学科または課程》 at 《学部》, Gifu University.</p>	
年月日	Date		
岐阜大学長	氏 名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; line-height: 20px; margin: auto;"> <p>印</p> </div>	<p>Name President  《学長の署名》</p>

別記様式第1号（第119条関係）  
 （学士課程の共同獣医学科の場合）

学位記	○第 号	GIFU UNIVERSITY
岐阜大学 学の印	氏名 生年月日	Hereby Confers upon Name Date of Birth:
岐阜大学応用生物科学部及び鳥取大学農学部 共同獣医学科所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士(獣医学)の学位を授与する		
年月日 岐阜大学長 氏 名 印 鳥取大学長 氏 名 印		
in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for the Joint Department of Veterinary Medicine at the Faculty of Applied Biological Sciences, Gifu University, and the Faculty of Agriculture, Tottori University.  Date  Name President(Gifu University) 《岐阜大学長の署名》  Name President(Tottori University) 《鳥取大学長の署名》		

別記様式第17号（第19条関係）  
 （学士課程（社会システム経営学環）の場合）

学位記	○第 号	GIFU UNIVERSITY		
岐阜大学の印				
	氏名 生年月日	Hereby Confers upon Name Date of Birth: the Degree of Bachelor of Management in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in Social System Management, Gifu University.		
	年月日	Date		
岐阜大学長	氏 名	印	Name President	《学長の署名》

## ○岐阜大学教育学部規程

(平成 19 年 10 月 1 日規程第 137 号)

改正 平成 20 年 5 月 21 日	平成 21 年 5 月 20 日
平成 22 年 5 月 19 日	平成 23 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 8 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学教育学部規則第 14 号 令和 2 年 3 月 30 日規程第 12 号	
令和 3 年 2 月 17 日岐大規程第 127 号	令和 3 年 7 月 21 日岐大規程第 21 号
令和 4 年 3 月 16 日岐大規程第 48 号	令和 5 年 3 月 15 日岐大規程第 36 号

## (趣旨)

第 1 条 岐阜大学教育学部(以下「学部」という。)に関し必要な事項は、岐阜大学学則(平成 19 年岐阜大学規則第 50 号)(以下「学則」という。)及び岐阜大学学生共通規程(平成 19 年規程第 74 号)に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

## (教育研究上の目的)

第 1 条の 2 教育学部は、平和で豊かな未来を希求する子どもたちの教育を担う学校教員及び教育関係者を養成する学部であり、地域・国・世界の教育と福祉に貢献しうる豊かな人間性と幅広い教養、深い知性と洞察力を持ち、これまでに蓄積された知識を批判的に継承しつつ自ら課題を設定し創造的に解決できる専門的能力を備えた人材の育成を目的とする。

## (入学定員)

第 2 条 学部の入学定員は、次のとおりとする。

講座		入学定員	
学校教育教員養成課程	国語教育	20	220
	社会科教育	32	
	数学教育	20	
	理科教育	32	
	音楽教育	10	
	美術教育	10	
	保健体育	15	
	技術教育	10	
	家政教育	10	
	英語教育	21	
	学校教育	心理学コース 教職基礎コース	10 15
	特別支援教育	15	

## (課程の教育研究上の目的)

第3条 学校教育教員養成課程は、深い人間理解にもとづく豊かな人間性、日々変化する時代に求められる教育（特別支援教育を含む）及び教科に関する専門的知識と技能、並びに幅広い教育実践力を備えた教員の養成を目的とする。

（学部附属の学校及び教育研究施設）

第4条 学部附属の小中学校、特別支援教育センター及び学習協創開発研究センターに關し必要な事項は、別に定める。

（授業科目及び単位数）

第5条 教養科目的科目区分及び修得すべき単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、同表に掲げる科目区分における授業科目、単位数その他必要な事項は、別に定める。

- 2 専門科目的授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 日本語科目及び日本事情に関する科目的授業科目、単位数その他必要な事項は、別に定める。
- 4 学校教育教員養成課程の各講座（以下「講座」という。）は、教授会の審議を経て、学部が開講する授業科目の選択科目のうち、特に履修を必要とする場合は、授業科目及び単位数を指定することができる。
- 5 講座は、学部が開講する授業科目のほか、必要があると認められる場合は、学外における実習を課することができる。
- 6 学生は、他の講座に属する授業科目を履修することができる。

（単位の計算方法）

第6条 授業科目的単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項第2号及び第3号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は、第2号の演習については15時間から30時間までの範囲で、第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で教授会の承認を得て変更することができる。ただし、第3号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

（履修）

第7条 学校教育教員養成課程における履修単位基準は、別表第3のとおりとする。

（授業科目等の公示）

第8条 授業科目とその担当教育職員、時間割、教室等については、毎学期の初めに公示する。

（履修科目の登録）

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修の登録をしなければならない。

(他の学部の授業科目の履修)

第10条 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

- 2 学生が他の学部の授業科目を履修し、修得した単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長が行う。
- 3 前2項に規定するもののほか、他の学部の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学の授業科目の履修)

第11条 学生は、他の大学又は短期大学(以下「他の大学等」という。)の授業科目を履修しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

- 2 外国の大又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)の授業科目を履修しようとするときは、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定により他の大学等又は外国の大学等の授業科目を履修し、修得した単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長が行う。
- 4 前3項に規定するもののほか、他の大学等又は外国の大学等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第11条の2 学生は、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年文部省告示第68号)(以下「短期大学の専攻科等における学修」という。)を行おうとするときは、学部長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による短期大学の専攻科等における学修の授業科目及び単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長が行う。
- 3 前2項に規定するもののほか短期大学の専攻科等における学修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(入学以前の既修得単位等の認定)

第11条の3 学生が、本学に入学する前に行った短期大学の専攻科等における学修を学部における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項に規定する短期大学の専攻科等における学修の授業科目及び単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長が行う。
- 3 前2項に規定するもののほか短期大学の専攻科等における学修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目における学修)

第 11 条の 4 学生が他大学等において履修した大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 19 条の 2 に規定する連携開設科目にて修得した単位を、本学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定によりみなすこととする単位数は、30 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、連携開設科目及び連携教職課程に関し必要な事項は、別に定める。

（定期試験）

第 12 条 定期試験を実施する授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ公示する。

- 2 前項に規定する定期試験を受けることのできる者は、受験しようとする当該授業科目の授業時間数の 3 分の 2 以上出席していなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、研究報告、随時行う試験、出席状況等により、成績の判定のできる授業科目については、定期試験を省略することができる。

（教育実習等）

第 13 条 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園の教育実習は、原則として第 3 年次前学期から第 4 年次前学期に行う。

- 2 教育実習の評価は、教育実習校の意見を徴した上、教学委員会が判定し、教授会の承認を得なければならない。
- 3 教育実習校に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 介護等体験の評価は、特別支援学校及び福祉施設での修学結果を踏まえて、教学委員会が判定する。

（卒業研究）

第 14 条 卒業研究は、その研究の成果を卒業論文として提出する。ただし、教授会の承認を得て作品、実技その他をもって卒業論文に代えることができる。

- 2 前項に規定する卒業研究を始めることのできる者は、3 年以上在学し、別表第 1 に規定する教養科目の修得すべき単位数から 3 単位を減じた単位数以上を修得し、かつ、別表第 3 に規定する履修単位基準の卒業に必要な 135 単位の 3 分の 2 以上を修得した者とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、2 年以上在学し、学業成績が極めて優秀な者については、教授会の承認を得て、第 3 年次において卒業研究を始めることができる。
- 4 卒業研究を行う者は、講座代表委員及び関係教員の指導の下に 6 月 30 日までに指導教員を、9 月 30 日までにその題目をそれぞれ決定し、学部長に願い出なければならない。
- 5 卒業研究の論文等の提出先、提出期日その他必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）

第 15 条 授業科目、卒業論文等の成績の評価は、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(成績基準の評価等の明示)

第 15 条の 2 学則第 39 条に規定する学修の成果に係る評価等の基準は、別に定める。

(追試験及び再試験)

第 16 条 病気その他やむを得ない理由のため、定期試験を受けることができなかつた者の当該授業科目については、1 回に限り追試験を行うことができる。

2 再試験は、原則として行わない。ただし、定期試験の結果が不合格と判定された授業科目については、当該授業科目担当教育職員は、教学委員会の議を経て、再試験を行うことができる。

(卒業)

第 17 条 学部を卒業するためには、別表第 3 に規定する履修単位基準により単位を修得し、かつ、卒業論文等の審査に合格しなければならない。

2 卒業資格の認定の時期は、原則として 3 月とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、それぞれ各号に定める時期に卒業資格の認定を行うことができる。

一 前項に規定する卒業のために必要な単位(教育実習の単位を除く。)が未修得のため、3 月に卒業資格の認定を受けられなかつた者が、その未修得の単位修得により卒業資格を得たときは、その単位を修得した学期末

二 教育実習の未修得単位の修得、卒業論文等合格又は学則第 16 条に規定する修業年限以上在学したことにより、前項に規定する卒業のために必要な卒業資格を得た者は、その卒業資格を得た時の最寄りの 6 月、9 月又は 12 月

(転部)

第 18 条 他の学部から学部へ転部しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。

2 前項に規定するもののほか、転部に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学、編入学及び転入学)

第 19 条 学則第 28 条に規定する再入学、編入学及び転入学を志望する者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 20 条 学則及び岐阜大学外国人留学生規程(平成 19 年規程第 71 号)に定めるものほか、外国人留学生の入学に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学部長が定める。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるものほか、必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学部長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学教育学部規則(平成16年岐阜大学規則第189号)は、廃止する。
- 3 平成18年度以前に入学した者については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則(平成20年5月21日)

- 1 この規程は、平成20年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成19年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則(平成21年5月20日)

- 1 この規程は、平成21年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成20年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学部長が特別に認めるものについては、これによらない。

## 附 則(平成22年5月19日)

- 1 この規程は、平成22年5月19日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則(平成23年4月1日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則(平成24年4月1日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則(平成25年4月1日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 8 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学教育学部規則第 14 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規程第 12 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和元年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第2及び別表第3中の「教育リーダー実践I」及び「教育リーダー実践II」については、令和元年度入学生より適用する。

附 則(令和3年2月17日岐大規程第127号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年7月21日岐大規程第21号)

- 1 この規程は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月16日岐大規程第48号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月15日岐大規程第36号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学教育学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第2中の「視覚障害者の教育」については、令和2年度入学生から適用し、「視覚障害者の心理・生理・病理」については、備考欄に記載する「集中」を除き令和2年度入学生から適用する。

別表第1(第5条関係、第14条関係)

別表第1(第5条関係、第14条関係)

[別紙参照]

別表第2(第5条関係)

[別紙参照]

別表第3(第7条関係、第14条関係、第17条関係)

[別紙参照]

## 教養科目

全学共通教育	学習目標等	授業科目区分	単位数	開講学期及び単位数		備考
				前学期	後学期	
	大学生としての学びを身につける	初年次セミナー	2	2		必修
人間の観察を学び知識と思考力を身につける	人文科学	6				人文科学3科目6単位以上
	社会科学	6				社会科学3科目6単位以上
	自然科学	4				自然科学2科目4単位以上
	岐阜学	2				岐阜学1科目2単位以上 (社会科学科目的うち日本国憲法は必修)
国際化社会におけるコミュニケーション能力と多文化理解による視野の広さを身につける	英語	4				英語4科目4単位及び 言語と文化2科目2単位取得
	言語と文化	2				
健常に支えられた豊かな人生を歩む	スポーツ・健康科学	2				スポーツ・健康科学1科目2単位以上
長い目で人生設計を考える	社会人リテラシー	1				社会人リテラシー1科目1単位以上 (日本語表現I(初級)は必修)
興味をもった分野をさらに極める	自由選択科目	4				全学共通教育科目のいずれかから選択する (ただし、初年次セミナーは含まない)
学部開講科目	教養基礎	情報教育	2	2		必修
		人権	2		2	必修
		外国語コミュニケーション <u>(英語)</u>	2			1言語2単位選択必修 英語以外の言語を選ぶ場合は、1年次に全共で第二外国語として習得した言語を続けて選択すること
		外国語コミュニケーション <u>(ドイツ語)</u>	2			
		外国語コミュニケーション <u>(フランス語)</u>	2			
		外国語コミュニケーション <u>(中国語)</u>	2			
		外国語コミュニケーション <u>(ポルトガル語)</u>	2			
		外国語コミュニケーション <u>(朝鮮・韓国語)</u>	2			
	学部開講科目最低必要単位数		6			
合 計		35				

(備考)

全学共通教育のうち、人文科学、社会科学、自然科学においては、当該科目区分のうち一分野につき一科目の修得単位数を最低修得単位数に算入する。

なお、同一分野で複数の授業科目の単位を修得している場合であって、最低修得単位数に算入しなかつた修得単位については、4単位までは卒業に必要な単位として算入することができる。

別表第2（第5条関係）

専門科目

講座等	講座	第一年次		第二年次		第三年次		第四年次		計	備考
		前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
国語教育	国語学概論		2							2	隔年
	音声言語・文章表現論						2			2	
	国語学各論 I・II・III・IV			2	2	2	2			8	
	国語学研究						1			1	
	国語学演習 I・II							1	1	2	
	国文学概論		2							2	
	国文学史			2						2	
	国文学各論 I					2				2	
	国文学各論 II		(2)	(2)		(2)		(2)	(2)	2	
	国文学研究						1			1	
	国文学演習 I・II							1	1	2	
	漢文学概論			2						2	
	漢文学各論 I・II				2	2				4	
	漢文学研究						1			1	
	漢文学演習 I・II							1	1	2	
社会科教育	書道	1								1	隔年 隔年 隔年, 集中 隔年, 集中 集中
	国語科教育学研究						1			1	
	国語科教育学演習 I・II							1	1	2	
	日本史 I・II・III		2	2	2					6	
	西洋史 I・II	2	2							4	
	日本文化史			(2)		(2)		(2)		2	
	東洋文化史						(2)			2	
	考古学 I		(2)		(2)		(2)		(2)	2	
	考古学 II		(2)		(2)		(2)		(2)	2	
	日本史基礎研究 I・II・III					2	2	2		6	
	西洋史基礎研究 I・II・III					2	2	2		6	
	人文地理学 I			2						2	
	人文地理学基礎演習					1				1	
	人文地理学演習 I・II							1	1	2	
	自然地理学 I・II・III	2					2	2		6	
	自然地理学基礎演習						1			1	
	自然地理学演習 I・II							1	1	2	
	地理学実験					1				1	
	地誌学 I・II	2			2					4	
	地誌学基礎演習						1			1	
	地誌学演習 I・II							1	1	2	
	地理学野外実習 I・II			1		1				2	集中

社会科教育	法律学 I (国際法を含む)		2					2	II・IIIは隔年
	法律学 II (国際法を含む)			2				2	
	政治学			2				2	
	国際政治学				2			2	
	経済学 I (国際経済を含む)	2						2	
	経済学 II		2					2	
	社会科授業実践論					2		2	
	哲学 I・II・III			2		(各2)		6	
	社会学 I・II	2	2					4	
	社会科教育概論					2		2	
	法律学研究 I・II・III				2	2		2	
	経済学研究 I・II・III				2	2		2	
	政治学研究 I・II・III				2	2		2	
	東洋哲学研究 I・II・III					2	2	2	
	社会科教育研究 I・II						2	2	
	公民教育研究 I・II・III				2		2	2	
数学教育	線型代数学 I・II	2	2					4	
	代数学 I・II・III			2	2	2		6	
	幾何学演習			1				1	
	幾何学 I・II・III			2		2	2	6	
	統微分積分学		2					2	
	解析学 I・II・III・IV			2		2	各2	8	
	解析学演習			1				1	
	位相数学 I・II・III				2	2	2	6	
	統計学 I						2		
	電子計算機			2				2	
物理学	理科 I (物理学)			2				2	理科共通
	物理数学セミナー	2						2	
	力学序論 (講義及び演習)		2					2	
	古典力学 (講義及び演習)			2				2	
	電磁気学 (講義及び演習)				2			2	
	熱力・統計力学 (講義及び演習)					2		2	
	応用物理学実験			2				2	
	物理学実験及びコンピュータ処理		1					1	
理科教育	理科 II (化学)			2				2	理科共通
	物理化学			2				2	
	無機化学実験法及び実験				1			1	
	物理化学実験法及び実験				1			1	
	有機化学				2			2	
	有機化学実験法及び実験					1		1	
	生物化学実験法及び実験					1		1	
	環境化学						2		
	分析化学				2			2	
	化学特論					2		2	
	化学実験及びコンピュータ処理		1					1	

理科教育	生物学	理科III(生物学)			2				2	理科共通 集中 集中
		植物系統学			2				2	
		植物形態学及び実験			1				1	
		遺伝学			2				2	
		細胞分子生物学及び実験				1			1	
		動物生理学			2				2	
		動物生態学			2				2	
		動物生理学及び実験			1				1	
		生物学特論 I・II					1	1	2	
		臨海実験法及び実験	1						1	
	地学	野外実習			1				1	理科共通 集中 集中
		植物生態学概論			2				2	
		進化生態学				2			2	
		生物学実験及びコンピュータ処理	1						1	
		理科IV(地学)			2				2	
音楽教育	音楽	自然環境学			2				2	理科共通 集中 集中
		自然環境学実験法及び実験			2				2	
		地球物理学実験法及び実験				2			2	
		地球システム論				2			2	
		地球科学セミナーI・II					1	1	2	
		地球科学野外実習				2			2	
		地学実験及びコンピュータ処理	1						1	
		ソルフェージュ	1						1	
		声楽I・II・III・IV			1	1	1	1	4	
		合唱I(日本の伝統的な歌唱を含む)・II	1						1	
	音楽	ピアノI・II・III・IV		1		1	1	1	4	集中 集中
		器楽I・II・III・IV			1	1	1	1	4	
		合奏(和楽器を含む)			1				1	
		伴奏法						1	1	
		指揮法				1			1	
美術教育	美術	楽式論			2				2	集中 集中
		和声学		2					2	
		作曲(編曲法を含む)			2				2	
		音楽史(日本の伝統音楽を含む)			2				2	
		民族音楽概論				2			2	
		基礎絵画I・II	1	1					2	
		絵画I・II			2	2			4	
		絵画III					1		1	
		基礎彫塑I・II	1	1					2	
		彫塑I・II			2	2			4	
	工芸	彫塑III					1		1	隔年 隔年
		基礎デザインI・II	1	1					2	
		視覚デザインI・II			2	2			4	
		視覚デザインIII					1		1	
		基礎工芸I・II	1	1					2	
	工芸	工芸I・II			2	2			4	隔年 隔年
		工芸III					1		1	
		陶芸				1			1	
		西洋美術史			2				2	
		日本美術史			2				2	

	芸術論				2			2
	美術教育実践教材論			2				2
	芸術論研究				2			2
	美術教育論研究				2			2
	美術教育論演習				1			1
	美術制作演習					1		1
保健体育	陸上			1				1
	水泳	1						1
	体づくり・器械運動	1						1
	ダンス			1				1
	武道（柔道・剣道）		1	1				2
	球技Ⅰ（ゴール型）			1	1			2
	球技Ⅱ（ネット型）				1	1		2
	野外運動（スキー）		(1)	(1)				1
	野外運動（キャンプ）	(1)		(1)				1
	体育社会学					2		2
	体育経営管理学					2		2
	体育心理学	2		2				4
	運動学（運動方法学を含む）				2			2
	生理学（解剖学・運動生理学を含む）			2				2
	運動生理学				2			2
技術教育	衛生学・公衆衛生学					2		2
	学校保健						2	2
	木材加工学		2					2
	木材加工学及び実習				1			1
	木材利用					2		2
	木材加工学演習Ⅰ・Ⅱ					1	1	2
	金属加工学	2						2

技術教育	金属加工学及び実習			1				1	隔年 応用生物科学部開講
	金属加工学及び実験						1	1	
	金属加工学演習 I・II						1	1	
	機械工学		2					2	
	機械工学及び実習					1		1	
	材料力学	(2)						2	
	機械工学演習 I・II						1	1	
	電気電子工学及び実習			1				1	
	電気電子工学		2					2	
	電子回路				2			2	
	電気電子工学及び実験						1	1	
	電気電子工学演習 I・II						1	1	
	栽培学及び実習				1			1	
	情報工学		2					2	
	情報工学及び実習			1				1	
	情報工学演習 I・II						1	1	
	職業指導						2	2	
家政教育	家族関係学		2					2	隔年
	家庭経済学			2				2	
	家庭経営学					2		2	
	家庭経営学演習 I・II						1	1	
	被服科学（実験を含む）	(2)		(2)				2	
	被服学（被服製作実習を含む）		2					2	
	被服構成実習 I・II						1	1	
	食品学概論		2					2	
	栄養学			2				2	
	食生活演習	1						1	
	食品栄養実験			1				1	
	食品栄養学及び実習 I・II						1	1	
	調理学実験法及び調理実習			1				1	
	調理学演習及び調理実験・実習 I・II						1	1	
	住居学概論	2						2	
	住居設計製図		1					1	
	住生活問題 I・II						1	1	
	保育学及び実習（家庭看護学を含む）					2		2	
	家庭電気機械					2		2	
英語教育	英語学概論 I・II		2	2				4	隔年
	英語学各論				2			2	
	英語文学概論 I・II			2	2			4	
	英語文学各論					2		2	
	英語コミュニケーション I・II			2	2			4	
	異文化理解 I・II		2			2		4	
	コミュニケーション活動の指導技術			(2)		(2)	(2)	2	
	外国語体験活動			(2)		(2)	(2)	2	
	英語教育セミナー I・II・III・IV				1	1	1	1	

心理学 コース  学校教育	感情・人格心理学	2						2	履修制限あり
	社会・集団・家族心理学	2						2	
	心理学概論		2					2	
	臨床心理学概論			2				2	
	心理学統計法			2				2	
	公認心理師の職責			1				1	
	発達心理学			2				2	
	障害者・障害児心理学				2			2	
	心理学研究法				2			2	
	司法・犯罪心理学				2			2	
	学習・言語心理学				2			2	
	知覚・認知心理学					2		2	
	心理学実験 I・II				2	2		4	
	神経・生理心理学				2			2	
	心理学的支援法				2			2	
	異常心理学（精神疾患とその治療）				2			2	
	健康・医療心理学					2		2	
	福祉心理学					1		1	
	産業・組織心理学					1		1	
	人体の構造と機能及び疾病					2		2	
	関係行政論（公認心理師と法）		1					1	
	心理実習 I・II						1	1	2
	心理的アセスメント						2		2
	心理演習						2		2
	心理学研究セミナー I・II						1	1	2
教職基礎 コース	現代教育学の基礎研究	2						2	
	参加型学習論		1					1	
	教授設計入門 I・II			1	1			2	
	幼児教育学				2			2	
	教育学演習					2		2	
	教職基礎セミナー I						1	1	
	教職基礎セミナー II							1	
	教育社会学				2			2	
	デジタル教材開発（ウェブデザイン）				2			2	
	教育工学		2					2	
	幼児指導法				2			2	
	教授學習過程論					2		2	
	情報セキュリティ				2			2	
	視覚文化論				2			2	

特別支援教育	特別支援教育総論	2						2	集中
	特別支援教育演習Ⅰ（特別支援教育基礎）		1					1	
	特別支援教育演習Ⅱ（療育観察法）			1				1	
	特別支援教育演習Ⅲ（特別支援学校における発達検査法）				1			1	
	特別支援教育演習Ⅳ（聴覚障害心理学）					1		1	
	特別支援教育演習Ⅳ（知的障害教育学）					1		1	いずれか1つを選択
	特別支援教育演習Ⅳ（知的障害心理学）					1		1	
	特別支援教育演習Ⅳ（聴覚障害教育学）					1		1	
	特別支援教育演習Ⅳ（発達障害心理学）					1		1	
	特別支援教育演習Ⅴ（言語障害心理学）						1	1	
	特別支援教育演習Ⅴ（知的障害教育学）						1	1	いずれか1つを選択
	特別支援教育演習Ⅴ（知的障害心理学）						1	1	
	特別支援教育演習Ⅴ（聴覚障害教育学）						1	1	
	特別支援教育演習Ⅴ（発達障害心理学）						1	1	
	特別支援教育演習VI（学習支援案）						1	1	
	聴覚障害者の心理			2				2	集中
	聴覚障害特別支援学校の教育課程			2				2	
	知的障害者の心理・生理・病理			2				2	
	特別支援学校の教育課程			2				2	
	聴覚障害者の生理・病理				2			2	
	聴覚障害者の指導法				2			2	
	知的障害者の心理臨床				2			2	
	知的障害者の指導法				2			2	
	肢体不自由者の教育				2			2	
	病弱者の教育				2			2	
	重度重複障害者教育総論				1			1	
	肢体不自由者の心理・生理・病理					2		2	
	病弱者の心理・生理・病理					2		2	
	視覚障害者の教育					2		2	
	視覚障害者の心理・生理・病理						2	2	
	言語・情緒障害者教育総論					1		1	
	特別支援学校経営基礎						2	2	
	発達障害者教育総論						1	1	

区分		授業科目	第一年次		第二年次		第三年次		第四年次		計	備考
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
小学校教員免許に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語		1						1	
			社会		1						1	
			数学概論		1						1	
			理科		1						1	
			生活		1						1	
			家庭科概論		1						1	
			音楽		1						1	
			図工		1						1	
			体育		1						1	
			小学校外国語		1						1	
中学校・高等学校教員免許に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	(小)国語科教育法			2					2	
			(小)社会科教育法			2					2	
			(小)算数科教育法			2					2	
			(小)理科教育法			2					2	
			(小)音楽科教育法			2					2	
			(小)図画工作科教育法			2					2	
			(小)体育科教育法			2					2	
			(小)家庭科教育法			2					2	
			(小)生活科教育法			2					2	
			(小)外国語活動・外国語科教育法			2					2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	国語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ			各2	各2				8	
			社会科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ			各2	各2				8	
			地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ			(2)		(2)		各2	4	
			公民科教育法Ⅰ・Ⅱ							各2	4	
			数学科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2	2	2	2			8	
			理科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2	2	各2				8	
			音楽科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2	2	2	2			8	
			美術科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2	2	2	2			8	
			保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		2	2	2				6	
			保健体育科教育法Ⅳ			2					2	
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	技術科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ				各2				8	
			情報科教育法Ⅰ・Ⅱ					2	2		4	
			工業科教育法Ⅰ・Ⅱ						各2		4	
			家庭科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		2	各2	2				8	
			英語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ			各2	各2				8	
教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携)	教育学概論			2					2	
			教職論(教職トライアル)	2							2	
			教育経営論				2				2	

	及び学校安全への対応を含む。)									
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	<u>教育・学校心理学</u>				1			1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	<u>特別支援教育論</u>				1			1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	<u>カリキュラム論</u>					2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法				2			2	
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	<u>特別活動及び総合的な学習の時間の指導法</u>					2		2	
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	<u>教育方法学・技術（ICT活用を含む）</u>			2				2	
	生徒指導の理論及び方法	<u>生徒指導の理論及び方法</u>			2				2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	<u>教育相談及び進路指導</u>					2		2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	<u>カリキュラム論</u>					2		2	
幼稚園教員免許に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	<u>幼児理解と教育相談</u>		2					2	集中
	領域に関する専門的事項	幼児と健康			1				1	集中
		幼児と人間関係		1					1	集中
		幼児と環境		1					1	集中
		幼児と言葉		1					1	集中
		幼児と表現Ⅰ（音楽）			1				1	集中
		幼児と表現Ⅱ（図工）			1				1	集中
		保育内容概論		2					2	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容の指導法（健康）			2				2	
		保育内容の指導法（人間関係）				2			2	
		保育内容の指導法（環境）			2				2	
		保育内容の指導法（言葉）				2			2	集中
		保育内容の指導法（表現）			2				2	

教育実践に関する科目	教職実践演習	教職実践演習							<u>2</u>	<u>2</u>	
	教育実習	小学校教育実習（教職プロラクティス）					4			4	
		中学校教育実習（教職プロラクティス）				<u>4</u>			<u>4</u>		
		高等学校教育実習（教職プロラクティス）						<u>2</u>		<u>2</u>	
		特別支援学校教育実習（教職プロラクティス）						2		2	
		幼稚園教育実習（教職プロラクティス）						2		2	
		教育実習事前事後指導（幼・小）					1			1	
		教育実習事前事後指導（中・高）					1			1	
		教育実習事前事後指導（特別支援学校）						1		1	
大学が独自に設定する科目	教職リサーチⅠ			2						2	
	教職リサーチⅡ				<u>2</u>					<u>2</u>	
	教職インターン（前期・後期）							<u>2</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	
	教育リーダー実践Ⅰ				<u>2</u>					<u>2</u>	
	教育リーダー実践Ⅱ					<u>2</u>				<u>2</u>	
	教授設計入門Ⅰ・Ⅱ				1	1				<u>2</u>	
	教職基礎セミナーⅠ							1		1	
	教職基礎セミナーⅡ								1	1	
	心理学研究セミナーⅠ							1		1	
	心理学研究セミナーⅡ								1	1	
	幼児教育学						2			2	
	卒業研究								4	4	

区分		授業科目	第一年次		第二年次		第三年次		第四年次		計	備考
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
高等学校 情報免許に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	<u>情報社会と倫理</u>	2								2	隔年・集中 名大開講 科目 名大開講 科目  集中 名大開講 科目 名大開講 科目  隔年・集中 集中 名大開講 科目 名大開講 科目
		<u>情報セキュリティ</u>				2					2	
		<u>人間発達科学Ⅱ（学校教育情報概論）</u>		2							2	
		<u>情報化社会と学校教育（学校教育情報基礎論）</u>			2						2	
		<u>データサイエンス</u>			2						2	
		<u>情報システムとプログラミング</u>			2						2	
		<u>教育情報学講義Ⅳ（プログラミング教育）</u>						2			2	
		<u>ディジタル情報システム</u>						2			2	
		<u>教育情報学講義Ⅱ（教育情報データベース論）</u>						2			2	
		<u>ネットワークプログラミング</u>			2						2	
		<u>情報通信システム</u>				2					2	
		<u>メディアコミュニケーション</u>	2								2	
		<u>ウェブデザイン（デジタル教材開発）</u>			2						2	
		<u>情報メディア</u>				2					2	
		<u>教育情報学講義Ⅲ（情報メディア表現論）</u>				2					2	
		<u>教育情報学講義Ⅰ（情報・職業教育論）</u>				2					2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		<u>情報科教育法Ⅰ・Ⅱ</u>					2	2			4	

公認心理師に関する科目	感情・人格心理学	2							2
	社会・集団・家族心理学	2							2
	心理学概論		2						2
	臨床心理学概論			2					2
	心理学統計法			2					2
	発達心理学			2					2
	公認心理師の職責			1					1
	障害者・障害児心理学			2					2
	心理学研究法			2					2
	司法・犯罪心理学			2					2
	学習・言語心理学			2					2
	知覚・認知心理学				2				2
	教育・学校心理学				1				1
	心理学実験Ⅰ・Ⅱ				2	2			4
	神経・生理心理学				2				2
	心理学的支援法				2				2
	異常心理学（精神疾患とその治療）				2				2
	健康・医療心理学					2			2
	福祉心理学					1			1
	産業・組織心理学					1			1
	人体の構造と機能及び疾病					2			2

高等学校（情報）免許に関する科目のうち、備考の名大開講は名古屋大学開講科目を表す。

#### その他

海外留学に関する科目	総合文化海外実習	3	3	
	多文化共生教育実践演習	2	2	

履修科目	免許状	課程			
		小一種 中一種	小一種 中二種	小一種 幼二種	小一種 特支一種
教養科目		35			
教育の基礎的理解に関する科目	専攻科目（卒業研究4単位を含む）	24	20	23	31
	小学校教科	10	10	10	10
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（教職トライアル）	2	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育経営論	2	2	2
	児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学	1	1	1
	特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	カリキュラム論	2	2	2
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	小学校指導法	20	20	20
		中学校指導法	8	2	
		領域に関する専門的事項 保育内容の指導法			12
専門科目	道徳の理論及び指導法	道徳の理論及び指導法	2	2	2
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	2
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術	教育方法学・技術（ICT活用を含む）	2	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	2	2	2
	幼児理解の理論及び方法				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児理解と教育相談			2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談及び進路指導	2	2	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教職実践演習	教職実践演習	2	2	2
	教育実習（事前・事後指導を含む）	小学校教育実習（教職プロナイン）	4	4	4
		中学校教育実習（教職プロナイン）	4	4	
		高等学校教育実習（教職プロナイン）			
		特別支援学校教育実習（教職プロナイン）			2
		幼稚園教育実習（教職プロナイン）			
		教育実習事前事後指導（幼・小）	1	1	1
		教育実習事前事後指導（中・高）	1	1	
		教育実習事前事後指導（特別支援学校）			1
	大学が独自に設定する科目		教職リサーチⅠ	2	2
			教職リサーチⅡ	2	2

教職インターン（前期・後期）				
教育リーダー実践Ⅰ				
教育リーダー実践Ⅱ				
教授設計入門Ⅰ・Ⅱ				
教職セミナーⅠ				
教職セミナーⅡ				
心理学研究セミナーⅠ				
心理学研究セミナーⅡ				
幼児教育学				
小計	64	58	63	52
計	98	88	96	93
自由選択科目	2	12	4	7
合計	135	135	135	135

(注)

1. 学校教育教員養成課程（学校教育講座及び特別支援教育講座を除く）では、卒業に当たって、小学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状を取得しなければならない。
2. 学校教育講座では、卒業に当たって、小学校教諭1種免許状を取得するとともに、中学校教諭2種免許状又は幼稚園教諭2種免許状を取得しなければならない。
3. 特別支援教育講座では、卒業に当たって、小学校教諭1種免許状及び特別支援学校教諭1種免許状（聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）を取得しなければならない。
4. 自由選択科目は、教養・専門科目の最低必要単位数を超えて取得した単位数及びネットワーク大学コンソーシアム岐阜の単位数を加えることができる。ただし、教養科目は4単位までを含めることができる。
5. 高等学校教育実習、幼稚園教育実習及び教職インターンの各2単位は、自由選択科目とする。
6. 講座における、履修単位基準は別に定める。
7. 教職リサーチⅠ及びⅡは、次世代地域リーダー育成プログラムの「地域志向科目群」の科目とし、教職論（教職トライアル）及び教職インターンは「地域実践科目群」の科目とする。
8. 学校教育教員養成課程（特別支援教育講座を除く）では、卒業に当たって、7日間（特別支援学校で2日間及び社会福祉施設で5日間）の介護等体験を行わなければならない。
9. 特別支援教育講座は、特別支援学校教育実習に参加するため、介護等体験を要しない。

## ○岐阜大学全学共通教育科目に関する規程

(平成 19 年 10 月 1 日規程第 116 号)

<b>改正</b>	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 25 年 12 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 52 号	令和 2 年 3 月 5 日岐阜大学規程第 21 号
	令和 3 年 2 月 16 日岐大規程第 129 号	令和 4 年 3 月 15 日岐大規程第 43 号
	令和 5 年 3 月 30 日岐大規程第 44 号	

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜大学学則(平成 19 年岐阜大学規則第 50 号。以下「学則」という。)第 33 条第 1 項及び第 33 条の 2 の規定に基づき、教育推進・学生支援機構(以下「教育機構」という。)が開設する全学共通教育科目に関し必要な事項を定めるものとする。

## (授業科目区分及び最低修得単位数)

第 2 条 全学共通教育科目は、ヲに掲げる学部開講科目を除く次の授業科目区分のとおりとする。

## 教養科目

- イ 初年次セミナー
- ロ 人文科学
- ハ 社会科学
- ニ 自然科学
- ホ 複合領域
- ヘ スポーツ・健康科学
- ト 英語
- チ 言語と文化
- リ 社会人リテラシー
- ヌ 数理・データサイエンス・AI
- ル 自由選択科目(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌに掲げる教養科目から選択)
- ヲ 学部開講科目

## 教養基礎

- ワ 日本語科目及び日本事情に関する科目

2 前項の規定にかかわらず、応用生物科学部共同獣医学科にあっては、次の授業科目区分のとおりとする。

## 一般教養科目

- イ 大学教育導入科目群

ロ 人文・社会科学科目群

ハ 自然科学科目群

ニ 複合領域科目群

ホ 外国語科目群

英語

第二外国語（言語と文化）

ヘ 日本語科目及び日本事情に関する科目

3 前 2 項に規定する授業科目の最低修得単位数は、学則第 32 条の規定に基づき本学及び学部の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)により定める。

(授業科目、単位数、授業計画)

第 3 条 全学共通教育科目の授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

2 前項の場合において、応用生物科学部共同獣医学科にあっては、別表 1 に規定する授業科目区分の「初年次セミナー」を「大学教育導入科目群」に、「人文科学及び社会科学」を「人文社会科学科目群」に、「自然科学」を「自然科学科目群」に、「岐阜学、スポーツ・健康科学、社会人リテラシー及び数理・データサイエンス・A I」を「複合領域科目群」に、「英語及び言語と文化」を「外国語科目群」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 前 2 項に掲げる授業科目に係る授業概要等の授業計画は、開講年度の前年度の所定期日までに教育機構において決定し、速やかに公表するものとする。

(履修年次、履修要件、履修上限単位等)

第 4 条 授業科目の履修年次、履修要件、履修上限単位等は、各学部又は学環の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第 5 条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 演習については、15 時間から 30 時間までの範囲内における授業をもって 1 単位とする。

三 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲内における授業をもって 1 単位とする。

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する単位の計算方法に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生等に関する授業科目等の特例)

第 6 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目を履修し、単位を修得したときは、その単位を第 2 条第 1 項に掲げる当該科目以外の教養科目に関する修得すべき単位に代えることができる。

2 前項の特例に関し必要な事項は、岐阜大学外国人留学生規程（平成19年規程第71号）に定めるもののほか、別に定める。

（授業科目等の公示）

第7条 全学共通教育科目の授業科目とその担当教員、授業時間割及び単位数は、学期の初めに公示する。

（履修手続）

第8条 学生は、履修しようとする授業科目について指定の期日までに所定の履修申請手続をしなければならない。

2 授業科目によっては、受講制限(定員)等があり、抽選又は学部学科等のクラス指定により履修の可否が決定されることがある。

（試験及び成績の評価）

第9条 正規の手続を経て履修した授業科目については、当該授業ごとに、原則として定期試験を行う。

2 原則として全授業回数の3分の2以上出席しなければ定期試験を受けることができない。

3 授業科目の成績は、秀、優、良及び可を合格とし、不可は、不合格とする。

4 成績評価の基準は別に定める。

（定期試験）

第10条 定期試験は、原則として各学期の終わりに行う。

2 前条第1項の規定にかかわらず、レポート、随時行う試験等により成績の判定ができる授業科目については、定期試験を省略することができる。

（追試験）

第11条 定期試験を受験できなかった者で次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める申合せにより追試験を受けることができる。

一 病気によるもの。ただし、医師の診断書により証明されたものに限る。

二 その他、不可抗力等やむを得ない理由によるもので教育推進・学生支援機構長が認めたもの。

（再試験）

第12条 試験の結果、不合格となった授業科目の再試験については、別に定める。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、全学共通教育科目に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

- 2 平成 18 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 岐阜大学教養教育推進センター規則(平成 16 年岐阜大学規則第 148 号)は、廃止する。

別表(附則 2 関係)

(授業科目)

教養科目	
セミナー	教養セミナー フレッシャーズセミナー
ジャンル別科目	個別科目 総合科目 開放科目 スポーツ・健康科学科目
外国語に関する科目	既修外国語科目及び演習(英語) 未修外国語及び演習(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、ポルトガル語)
日本語科目及び日本事情に関する科目	
日本語演習	
日本事情	

(教養科目の修得すべき必要単位数)

科目区分	修得すべき単位数	
	教育学部、地域科学部、医学部医学科、工学部、応用生物科学部	医学部看護学科
セミナー	2 単位	2 単位
ジャンル別科目	16 単位以上	12 単位以上
外国語科目	2 単位以上	/
外国語演習	6 単位以上	6 単位以上
合計	26 単位以上	20 単位以上

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生に係る教養科目の最低修得単位数については、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生に係る教養科目の授業科目及び最低修得単位数については、改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生については、改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 1 日)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生については、改正後の第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 52 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 5 日岐阜大学規程第 21 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 2 月 16 日岐大規程第 129 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 15 日岐大規程第 43 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日岐大規程第 44 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表中、備考に「連携開設科目」及び「連携開設科目を含む。」と定める科目については、授業科目区分「言語と文化」を除き、令和 4 年度以前に入学した学生にも適用する。

別表(第 3 条関係)

[別紙参照]

別表1（第3条関係）

授業科目区分	分野	科目名	単位数	備考
初年次セミナー		初年次セミナー	2	
人文科学	哲学分野	哲学入門	2	
		人間・死生学	2	
		近現代思想	2	
		科学論	2	
		東洋・日本思想	2	
		倫理学	2	
		宗教学	2	
	歴史学分野	歴史学入門	2	
		西洋・中東史	2	
		中国・朝鮮半島史	2	
		世界近現代史	2	
		日本史	2	
		日本近世史	2	
		日本近・現代史	2	
		民俗学・人類学	2	
	文学分野	文学	2	
		外国文学	2	
		日本文学	2	
	言語分野	言語学入門	2	
		言語学	2	
		日本語表現論	2	
	心理・行動学分野	心理学入門	2	
		心理学	2	
		心理学実験・調査法	2	
	文化・芸術分野	西洋文化論	2	
		日本文化論	2	
		現代文化論	2	
		異文化論	2	
		美術論	2	
		音楽論	2	
社会科学	法学分野	法学入門	2	
		日本国憲法	2	
		民事法	2	
		社会法	2	

		ジェンダー法	2	
		裁判法	2	
		刑事法	2	
		国際法	2	
		知的財産権法	2	
	政治学分野	政治学入門	2	
		現代政治論	2	
		平和学	2	
	経済学分野	経済学入門	2	
		経済学史	2	
		財政学	2	
		マクロ経済学	2	
		ミクロ経済学	2	
	経営学分野	経営学入門	2	連携開設科目を含む。
		マネージメント論	2	連携開設科目を含む。
	社会学分野	社会学入門	2	連携開設科目を含む。
		現代社会論	2	
		メディア論	2	
		広報・PR論入門	2	
	地理・地域論分野	地理学入門	2	
		地理学	2	
		地域論	2	連携開設科目を含む。
	教育学分野	教育論	2	
	社会・総合	社会総合	2	
		安全科学	2	
自然科学	数学分野	教養の数学	2	
		基礎代数学	2	
		基礎解析学	2	
		基礎統計学	2	
	物理学分野	物理学入門	2	連携開設科目を含む。
		教養の物理学	2	
		現代物理学	2	
	化学分野	化学入門	2	連携開設科目を含む。

	教養の化学	2	
	現代化学	2	
生物学分野	生物学入門	2	
	教養の生物学	2	
	現代生物学	2	
医学分野	教養の医学	2	
	現代医学	2	
宇宙地球科学分野	宇宙地球科学入門	2	
	教養の宇宙地球科学	2	
	現代宇宙地球科学	2	
環境学分野	教養の環境学	2	
	現代環境学	2	
自然科学総合分野	自然科学総合	2	
実験講座分野	自然科学実験講座	2	
情報学分野	情報学入門	2	
	教養の情報学	2	
岐阜学	環境マネジメントと環境経営	2	
	森と美術	2	
	地域社会と災害	2	
	畜産・水産業の歴史と食文化	2	
	世界の食文化	2	
	人権と社会教育	2	
	現代社会と学習・教育（生涯学習概論Ⅰ）	2	
	生涯学習概論Ⅱ	2	
	社会教育施設・支援者論	2	
	社会教育経営論	2	
	学校と家庭・地域の連携	2	
	教育社会システム論（教育社会学）	2	
	生涯学習成果の還元とボランティア活動	2	
	社会教育実習	1	
	野外活動実習	1	
	社会教育課題研究（学習プログラム開発論）	2	
	環境リーダー実践Ⅰ	2	
	環境リーダー実践Ⅱ	2	
	岐阜県の生物の分布と生態	2	

	岐阜大学の教育研究と運営	2	
	まちづくりリーダー入門	2	
	まちづくりリーダー実践	2	
	岐阜の自然（地質・活断層と水環境）	2	
	岐阜の自然と人：森、川、湿地の利用 とその保全	2	
	フューチャーセンター入門	2	
	人と自然との関わりから見た岐阜	2	
	人と自然の関わりから見た岐阜（実 践）	2	
	岐阜の産業－地域で活躍する企業と人	2	
	地域産業と企業戦略入門：岐阜の企業 を知る	2	
	岐阜にまつわる東洋史	2	
	地域防災リーダー基礎	2	
	地域防災リーダー実践Ⅰ	2	
	地域防災リーダー実践Ⅱ	2	
	岐阜の環境教育と科学・技術	2	
	古今のものづくり	2	
	ワーク・ライフ・バランス（男女共同 参画論）	2	
	学びをデザインする	2	
	高年次教養セミナーⅠ	1	
	高年次教養セミナーⅡ	1	
	社会の多様な働き方	2	
	キャリア形成論	2	
	ライフコース論（人生設計と生活保 障）	2	
	プロジェクト型インターンシップ	2	
	現代社会とボランティア・地域活動	2	
	生活と金融・人生設計と資産形成	2	
	自己省察と将来のキャリア形成	2	
	自分らしいキャリア設計Ⅰ	2	
	アントレプレナーシップ入門	2	
	アントレプレナー実践学	2	
	地域系インターンシップⅠ	1	
	地域系インターンシップⅡ	1	
	産業系インターンシップⅠ	1	
	産業系インターンシップⅡ	1	

		地域リーダー実践（上級）Ⅰ	2	
		地域リーダー実践（上級）Ⅱ	2	
		産業リーダー実践	2	
		岐阜大学の歴史と高等教育論	2	
		持続可能な地域と環境リテラシー	2	
		グローカリゼーションと異文化理解	2	
		グローカルリーダー実践Ⅰ	2	
		グローカルリーダー実践Ⅱ	2	
		現代社会問題と社会教育	2	
		学習者の特性と支援方法	2	
		社会教育における地域ネットワーク形成	2	
		岐阜の地方自治とその課題：政策法務の可能性	2	
		社会教育の意義と展開	2	
スポーツ・健康科学	健康科学講義	健康科学	2	
		スポーツコンディショニング	2	
		ヘルスプロモーションと地域保健	2	
		健康とQOL	2	
		栄養と運動	2	
スポーツ・健康科学	スポーツ演習	アダプティッドスポーツ	2	
		ファストピッチ・ソフトボール (ウンドミル投法入門)	2	
		ヨガ・エアロビクス	2	
		卓球	2	
		卓球・水泳	2	
		新卓球（ラージボール）	2	
		テニスⅠ	2	
		テニスⅡ	2	
		バドミントンAⅠ	2	
		ハンドボール	2	
		ポールゲームⅠ	2	
		ポールゲームⅡ	2	
		ポールゲームⅢ	2	
		バスケットボールA	2	
		バレーボールA	2	
		バレーボールB	2	
		女子サッカーA	2	
		女子サッカーB	2	

		<u>サッカー</u>	<u>2</u>	
		<u>ジョギングⅡ</u>	<u>2</u>	
		<u>トレーニング</u>	<u>2</u>	
		<u>スケートボード</u>	<u>2</u>	
		<u>雪上スポーツで学ぶ（スキー）</u>	<u>2</u>	
		<u>雪上スポーツで学ぶⅡ（スキー）</u>	<u>2</u>	
		<u>剣道Ⅰ</u>	<u>2</u>	
		<u>フットサル</u>	<u>2</u>	
		<u>ソフトボールBⅠ</u>	<u>2</u>	
		<u>フライングディスク</u>	<u>2</u>	
		<u>バランスボールエクササイズ</u>	<u>2</u>	
		<u>泳法探求（バタフライ）</u>	<u>2</u>	
		<u>太極拳</u>	<u>2</u>	
英語		<u>英語1</u>	<u>1</u>	
		<u>英語2</u>	<u>1</u>	
		<u>英語3</u>	<u>1</u>	
		<u>英語4</u>	<u>1</u>	
		<u>Studium Generale A</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>Studium Generale B</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>English advanced Reading</u>	<u>1</u>	
		<u>English advanced Writing</u>	<u>1</u>	
		<u>Summer Camp</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>海外留学準備セミナー</u>	<u>2</u>	連携開設科目
言語と文化	言語と文化	<u>言語と文化（ドイツ語）</u>	<u>2</u>	
		<u>言語と文化（フランス語）</u>	<u>2</u>	
		<u>言語と文化（中国語）</u>	<u>2</u>	
		<u>言語と文化（ポルトガル語）</u>	<u>2</u>	
		<u>言語と文化（朝鮮・韓国語）</u>	<u>2</u>	
		<u>言語と文化（アイスランド語）</u>	<u>2</u>	
		<u>短期海外研修A</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>短期海外研修B</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>短期海外研修C</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>短期海外研修D</u>	<u>2</u>	連携開設科目
	第二外国語	<u>短期海外研修E</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>短期海外研修F</u>	<u>2</u>	連携開設科目
		<u>ドイツ語Ⅰ</u>	<u>1</u>	
		<u>ドイツ語Ⅱ</u>	<u>1</u>	
		<u>フランス語Ⅰ</u>	<u>1</u>	
		<u>フランス語Ⅱ</u>	<u>1</u>	

		中国語 I	1	
		中国語 II	1	
		ポルトガル語 I	1	
		ポルトガル語 II	1	
		朝鮮・韓国語 I	1	
		朝鮮・韓国語 II	1	
社会人リテラシ ー		日本語表現 I	1	
		日本語表現 II	1	
		先輩社会人に学ぶ：実りある学生生活 を送るために	1	
数理・データサ イエンス・A I		データ科学基礎	1	
		データ科学基礎演習 A	1	
		データ科学基礎演習 B	1	
日本語・ 日本事情	日本語	日本語 D I	1	
		日本語 D II	1	
		日本語 D III	1	
	日本事情	日本事情 A I	2	
		日本事情 A II	2	
		日本事情 C I	2	
		日本事情 C II	2	
		クロス・カルチャー・コミュニケーション	2	